



平成 28 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名 A p p B a n k 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 宮 下 泰 明
(コード番号：6177 東証マザーズ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 グ ル ー プ CFO 廣 瀬 光 伸
(TEL. 03-6302-0561)

社内調査委員会からの調査報告書受領及び当社の対応についてのお知らせ

当社は、本日、平成27年12月15日付「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」で開示した内容に基づき、社内調査委員会から「調査報告書」を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、今回の事態を招いたことを真摯に受け止め、改めて深くお詫び申し上げますとともに、社内調査委員会の調査結果及び再発防止策の提言につき十分に分析、検討のうえ、その内容を経営に反映してまいります。

当社は、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼回復に向けて全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 社内調査委員会の調査報告の公表について

本日受領した調査報告書の開示版は添付のとおりです。

調査報告書の全文については、社内調査委員会及び調査補助者、その構成員である弁護士の見解を踏まえ、営業秘密の保護及び個人のプライバシーの保護、今後の刑事告訴手続き等の観点から、部分的な非開示措置が必要と判断し、開示版という形で公表をおこなっております。

2. 社内調査委員会の調査報告による過年度決算の修正について

今後、当社は、社内調査委員会の調査報告書を精査し、過年度決算の訂正手続を行う予定です。その内容を監査人である監査法人トーマツが監査をおこないます。また、これに伴って、各年度における税金費用等が変更になる可能性があります。

また、過年度の決算訂正につきましては、確定後速やかに開示いたします。

3. 今後の対応

当社は、社内調査委員会の調査報告書の提言を受け、以下の再発防止策を即時に具体化させ実施してまいります。

(1) 管理体制の改善に関する事項

① 管理部におけるダブルチェック体制及び人員の強化

a. 発生データと支払データの照合

開発外注費計上額のリストである「計上支払データ」と当該外注費の支払いデータを登録した総合振込精査表とをダブルチェックによる照合を行うこととします。また、外注費計上のリストである「計上支払データ」と「X社システム」の元データも作成の適切性を担保すべくメディア事業部における承認体制を整備いたします。

なお、当社では、平成27年11月より、「計上支払データ」のメディアパートナーと当該外注費の支払データを登録した総合振込精査表に記載メディアパートナーの記載の一致を全件ダブルチェックしております。

b. メディアパートナー別の債務残高管理

メディアパートナーごとに管理簿による計上、消し込み及び残高管理を行い、不適切なメディアパートナーの計上や支払を適宜把握できる体制を整備いたします。

c. 経理財務に係る人員強化による職務分掌の充実

各事業部における費用の計上及び承認体制の充実を図るとともに、管理部においても、費用計上に係る会計伝票の起票・承認、費用の支払に係る会計伝票起票及び承認の職務分掌を図るといった職務分掌の充実を図ります。

なお、当社では、平成27年12月期決算より財務経理担当者を増員（4名体制）し、費用計上及び支払の計上及び承認に対する職務分掌体制を整備しております。

② 事業部プロジェクト別損益管理の充実

事業部プロジェクトごとに予算実績管理を行い各事業部プロジェクト責任者にも損益に対する責任や自覚を持たせ、適切な管理運用ができる体制を構築いたします。

③ 採用プロセスの強化

今後、当社において管理業務の充実を図っていくに当たり、採用対象の経歴及びその資料の精査確認について慎重に努めるようにいたします。

(2) 不正行為に対する法的対応

本件不正行為を行った元役員に対しては、速やかに刑事告訴を行う方針であります。

(3) 報酬の返上

今回の不正行為の重大さと影響を厳粛に受け止め、その経営責任を明確にするために、下記のとおり役員報酬の減額につき自主返上することといたしました。

代表取締役社長CEO	報酬月額を30%減額	2ヶ月
専務取締役グループCFO	報酬月額を20%減額	2ヶ月
取締役メディア事業部長	報酬月額を20%減額	2ヶ月
常勤監査役1名	報酬月額を20%減額	2ヶ月

当社は、今回の不正行為の発生について深く反省いたしますとともに、再発防止と信頼回復に向けて実効性のある再発防止策を即時に徹底してまいりますので、ご理解とご支援を賜りますよう役職員一同何卒お願い申し上げます。

以 上

社 内 調 査 報 告 書

(開示版)

2016 年 1 月 28 日

AppBank 株式会社

2016年1月28日

AppBank 株式会社 取締役会御中

AppBank 株式会社 社内調査委員会

委員長 松岡 一臣

委員 藤原総一郎

委員 小西 智志

委員 秋山 政徳

委員 鈴木佐知子

本報告書に用いられる略称及びその正式名称等

本件不正取引	木村氏の関与する複数の法人等を AppBank 社の取引先であるように偽装し、同法人等の口座に不正に送金をしている取引
本調査委員会	社外監査役を委員長とし、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を含む社内調査委員会
本件調査	本件不正取引に係る事実解明等の調査
AppBank 社	AppBank 株式会社
AppBank Store 社	AppBank Store 株式会社
AppBank Network 事業 W 社	AppBank 社が運営しているアドネットワークによる事業 AppBank 社の経理業務の委託先（当時）
X 社	インターネットに成功報酬型広告を配信するサービス・プロバイダ
メディアパートナー	AppBank Network 事業で同 Network に参加しているスマートフォン向けアプリ開発者
発生データ	各メディアパートナーへの当月の報酬額が記載されたデータであり、X 社システムからダウンロードする。
自社外注費	AppBank Network 事業における広告収入に係る原価のうち AppBank 社が独自に開発・運営しているアプリに係る原価相当額
木村氏作成支払リスト	事業部作成の計上支払データを木村氏が改ざんし、本件不正取引で協力者に振込がされるようにしたデータ
木村氏	AppBank 社 元取締役 木村朋弥氏（本件不正取引の実行者）
A 氏	AppBank 社 内部監査室長（本件不正取引の協力者）
G 氏	AppBank 社 代表取締役
H 氏	AppBank 社 専務取締役グループ CFO
I 氏	AppBank 社 取締役 メディア事業部長（前代表取締役）
J 氏	AppBank 社 管理部 経営管理グループ長
K 氏	AppBank 社 管理部 財務企画グループ長
LA 氏	AppBank 社 管理部 財務企画グループ 業務管理チーム 所属社員
LB 氏	AppBank 社 内部監査室長（当時）
LC 氏	AppBank 社 管理部 財務企画グループ 財務経理チーム 所属社員
LD 氏	Y 社所属 派遣社員（当時）

M 氏	PA 社 代表取締役, PB 社 代表取締役
B 氏	木村氏知人 本件不正取引の協力者
C 氏	木村氏知人 本件不正取引の協力者
D 社	本件不正取引の協力者
E 社	本件不正取引の協力者
協力者	A 氏, B 氏, C 氏, D 社, E 社
PA 社, PB 社	M 氏が代表取締役を務める法人
DTT	有限責任監査法人トーマツ
通帳	預金通帳, 銀行取引明細書等, 銀行が作成した取引内訳の判明する資料
三井住友大宮	三井住友銀行大宮支店 口座番号 XXXXXXXX 木村朋弥名義の口座
みずほ青山	みずほ銀行青山支店 口座番号 XXXXXXXX A 氏名義の口座
りそな北浦和西口	埼玉りそな銀行北浦和西口支店 口座番号 XXXXXXXX B 氏名義の口座
みずほ王子	みずほ銀行王子支店 口座番号 XXXXXXXX C 氏名義の口座
みずほ銀座中央	みずほ銀行銀座中央支店 口座番号 XXXXXXXX D 社名義の口座
BTMU 亀戸	三菱東京 UFJ 銀行亀戸支店 口座番号 XXXXXXXX E 社名義の口座
BTMU 原宿	三菱東京 UFJ 銀行原宿支店 口座番号 XXXXXXXX AppBank 社名義の口座
みずほ兜町	みずほ銀行兜町支店 口座番号 XXXXXXXX AppBank 社名義の口座
SMS	ショートメッセージサービスのことで, 携帯電話同士で短いテキストによるメッセージを送受信するサービスのこと
Skype/スカイプ	マイクロソフト社が提供するインターネット電話サービスであり, テキストメッセージの送受信も可能である。

目 次

第一 調査の概要	1
1 本調査委員会設置の経緯及び目的	1
2 本調査委員会の構成.....	1
3 調査対象期間	1
4 調査方法等.....	2
(1) 調査期間.....	2
(2) 本件調査・検討の対象.....	2
(3) 調査方法.....	2
第二 調査結果の要約.....	4
1 本件調査の結果判明した事実の要旨.....	4
2 本件調査の結果を踏まえた再発防止策等.....	5
第三 調査結果の概要.....	5
1 AppBank 社の会社概要等	5
(1) AppBank 社の概要	5
(2) AppBank 社の沿革.....	6
(3) AppBank 社の業績等	7
(4) AppBank 社の事業.....	7
(5) 本件不正取引が行われた期間における AppBank 社の子会社・関連会社.....	9
2 本件不正取引の対象取引の概要.....	10
(1) 木村氏の略歴, AppBank 社での役職.....	10
(2) 木村氏関連の個人, 法人.....	11
(3) AppBank 社における本件不正取引のビジネスの流れについて.....	14
(4) 本件不正取引の手口について.....	15
(5) 本件不正取引の経緯及び詳細.....	22
(6) 本調査委員会の調査で判明した事実関係.....	80
3 本件不正取引以外の社外流出資金の有無及び社外流出資金の AppBank 社への還流の有無について.....	86
(1) 木村氏の周辺人物の特定	86
(2) 社外支払に関する調査.....	87
(3) 給与支払に関する調査.....	87
(4) 収益に関する調査	87
4 本件不正取引が行われた背景・原因及び責任等について	88
(1) AppBank Network 事業以外の業務フロー及び内部統制について.....	88

(2) AppBank Network 事業の業務フロー及び内部統制について	90
(3) AppBank 社における業績管理の状況について	94
(4) AppBank 社の内部監査の状況について	95
(5) AppBank 社の監査役監査の状況について.....	95
(6) 会計監査人監査の状況について	95
(7) AppBank 社の採用プロセスについて.....	96
(8) AppBank Network 事業の特殊性及び本件不正取引が可能だった原因.....	96
第四 再発防止策等に係る提言	97
1 管理部におけるダブルチェック体制及び人員の強化	98
(1) 発生データと支払データとの照合	98
(2) メディアパートナー別の債務残高管理	98
(3) 経理財務に係る人員強化による職務分掌の充実.....	98
2 事業部プロジェクト別損益管理の充実	99
3 採用プロセスの強化.....	99
4 本件不正取引の責任.....	99
(1) 木村氏.....	100
(2) A 氏	100
(3) B 氏	100
(4) C 氏	101
(5) D 社	101
(6) E 社	101
(7) AppBank 社経営陣	102
(8) DTT.....	102
第五 おわりに.....	102

第一 調査の概要

1 本調査委員会設置の経緯及び目的

2015年11月24日から実施された税務調査の過程において、AppBank社の支払先に所在の判明しない先があることが明らかとなった。その後の社内調査により、経理部門の責任者であった元役員によって、AppBank社が提供するサービスであるAppBank Network事業における支払過程において、不正な支払行為が行われていることが発覚した。

これを受けて、AppBank社は、以下に挙げる調査を目的として、2015年12月15日、調査委員会を設置し、調査を実施した。

本調査委員会が実施した本件調査の目的は、以下のとおりである。

- ① 本件不正取引に関する事実関係の調査
- ② その他同種事象の有無の調査
- ③ 上記①及び②の調査結果を踏まえた再発防止策の提言

2 本調査委員会の構成

本調査委員会の構成は、以下のとおりである。

- 委員長 松岡 一臣 (AppBank社外監査役 公認会計士)
委員 藤原 総一郎 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士)
委員 小西 智志 (Field-R法律事務所 弁護士)
委員 秋山 政徳 (AppBank社社外監査役)
委員 鈴木 佐知子 (AppBank社常勤監査役)

また、本件調査の補助者として、AppBank社と利害関係を有していない以下の者が調査業務の補助を行った。

- 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所
澤田 忠之 (弁護士) 他2名

- 株式会社KPMG FAS
高岡 俊文 (パートナー, 公認会計士)
藤田 大介 (ディレクター, 公認会計士) 他4名

3 調査対象期間

本調査委員会は、本件調査に係る調査対象期間を AppBank 社設立の 2012 年 1 月から 2015 年 11 月末までとした。ただし、メール分析等についてはデータを確保した直前までの期間を調査対象としている。

4 調査方法等

(1) 調査期間

本調査委員会は、2015 年 12 月 15 日から 2016 年 1 月 28 日までの間、本件調査を行った。

(2) 本件調査・検討の対象

本調査委員会は、①AppBank 社の社外の者を含む関係者等に対するヒアリング及び関係資料等の閲覧、②AppBank 社の会計データ、支払データ等、金融機関から入手した AppBank 社の送金記録、関係者の個人保有通帳記録の分析、検討等の実施並びに、③電子メールを含むパーソナルコンピュータ、個人保有の携帯電話の調査・分析により、事実確認を行った。

また、以上の調査の結果を受け、原因分析及び再発防止策の検討を行った。

(3) 調査方法

本調査委員会は、調査期間において、計 6 回の委員会を開催した。

また、本調査委員会が実施した調査の具体的な内容は、以下のとおりである。

ア 本件不正取引等に係る役職員及びその他関係者へのヒアリング

本調査委員会は、本件調査において、以下の者（合計 12 名。DTT については、複数名の公認会計士から聴取をしたが、1 名と数えた。）に対してヒアリングを実施した。なお、役職は、本件調査開始時の 2015 年 12 月 15 日時点のものである。

対象者	所属・役職等
G 氏	AppBank 社 代表取締役 社長 CEO
H 氏	AppBank 社 専務取締役 グループ CFO
I 氏	AppBank 社 取締役 メディア事業部長 (前代表取締役)
木村氏	AppBank 社 元取締役 (本件不正取引の実行者)
A 氏	AppBank 社 内部監査室長 (本件不正取引の協力者)
J 氏	AppBank 社 管理部 経営管理グループ長

対象者	所属・役職等
K 氏	AppBank 社 管理部 財務企画グループ長
LA 氏	AppBank 社 管理部 財務企画グループ 業務管理チーム
B 氏	木村氏知人 (本件不正取引の協力者)
C 氏	木村氏知人 (本件不正取引の協力者)
M 氏	PA 社 代表取締役 PB 社 代表取締役
NA 氏, NB 氏, NC 氏	DTT

イ 会計データ及び関連資料等の閲覧及び検討

本調査委員会は、本件不正取引に関連する可能性がある下記の法人及び個人の会計データ、通帳及び各種証憑書類等の関連資料の閲覧及び検討を行うとともに、社内規程等の関連資料についても、本調査委員会が必要と認める範囲で閲覧及び検討を行った。

- ・ AppBank 社
- ・ AppBank Store 社
- ・ スタジオむらい株式会社
- ・ apprime 株式会社
- ・ AppBank Games 株式会社
- ・ D 社
- ・ E 社
- ・ 木村氏
- ・ A 氏
- ・ B 氏
- ・ C 氏
- ・ M 氏

ウ デジタルフォレンジック調査の実施

本調査委員会は、本件不正取引に係る事実解明及び共謀者等の存在の有無の把握を目的として、本件不正取引の実行者、共謀者及び本調査委員会が必要と認めた者 5 名に係るパーソナルコンピュータ、メールサーバの電子データを保全し、当該電子データのうち電子メールについて分析及び検討を行うとともに、木村氏、A 氏から任意提出を受けた携帯電話に保管されている電子データについて分析及び検討を行った。

エ 資金移動プロセス及び資金使途の調査

木村氏，及び本件不正取引の協力者等から個人通帳の提示を受け，資金移動プロセスのトレース，不正送金された資金使途を確かめた。また，資金使途に関連する書類についても，本調査委員会が必要と認める範囲で個人から提示を依頼し閲覧をした。

第二 調査結果の要約

1 本件調査の結果判明した事実の要旨

- ① 本件不正取引は，AppBank 社において財務経理業務を行っていた木村氏により実行された AppBank Network 事業における支払業務を利用した不正送金行為である。不正送金は，2013年3月から2015年1月及び2015年8月に実行され，その合計額は，148,691,476円である。
- ② 不正送金は，協力者3名（A氏，B氏及びC氏）並びに木村氏又は協力者に関連する会社2社（A氏が代表取締役を務めるD社及び木村氏が全額出資し，実質的に木村氏個人と同一であるといえるE社）の計5つの銀行口座宛てに実行された。A氏，B氏，C氏及びD社に不正送金された金員は，協力者が約5%の手数料を得たうえで，E社又は木村氏に渡っていた。
- ③ 協力者3名は，不正行為に加担しているという認識はなかったと供述している。しかし，AppBank社の従業員であるA氏の供述には矛盾点や不自然な点が多々あり，本件不正取引を知りつつ関与していた可能性も否定できない。一方，B氏，C氏については，本件調査において，本件不正取引に不正を知りつつ主体的に関与したと認定できるだけの証拠は得られなかった。
- ④ 木村氏が本件不正取引により得た金員の使途であるが，E社及び木村氏の通帳記録によると，不正送金を受けた後，現金で引き出されていることが多く，クレジットカードの使用もないことから，使途の確定には限界があった。記録により確認できた使途は，滞納していた税金の支払，約22百万円，知人への貸付，約10百万円のみであり，約100百万円の使途は不明である。木村氏により作成された使途について記した上申書の内容も事実認定ができ得る内容のものではなかった。なお，木村氏は上申書に遊興費は仮計算で約22百万円と試算しているが，一晩で3百万円を使ったこともあるほか，AppBank社社員の話では，毎晩のようにキャバクラに行っていたとの情報もあり，木村氏の試算金額よりも多額が遊興費として費消された可能性も否定できない。なお，社外流出資金のAppBank社への還流を示す証拠は発見されていない。

2 本件調査の結果を踏まえた再発防止策等

- ① 今後は、外注費の計上額と支払データの照合についてダブルチェック体制を構築するとともに、管理部における人員の強化と職務分掌の充実を行うべきである。
- ② 事業部プロジェクトごとに予算実績管理を行い、損益管理の充実を図ることが望ましい。
- ③ 採用プロセスを強化し、採用者の過去の状況等を十分に確認していくことが望ましい。
- ④ 木村氏に対しては、AppBank 社として民事上・刑事上の法的責任を問うべきである。

第三 調査結果の概要

1 AppBank 社の会社概要等

(1) AppBank 社の概要

AppBank 社の概要は、以下のとおりである。

(2015 年 12 月末時点)

会 社 名	AppBank 株式会社
上 場 市 場	東京証券取引所マザーズ (証券コード: 6177) (業種: サービス業)
決 算 期	12 月決算
株 主 構 成	村井智建 (22.99%), 宮下泰明 (22.99%), GAIX GLOBAL MARKETING & VENTURES PTE. LTD. (12.77%), AppBank 株式会社 (2.94%), 廣瀬光伸 (2.12%), BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (2.05%), 松浦広充 (1.92%), 日本証券金融株式会社 (1.76%), 岡部由枝 (1.04%)
代 表 者	宮下 泰明
本 店 所 在 地	東京都新宿区西新宿一丁目 21 番 1 号
従 業 員 数	98 名 (連結, 平成 27 年 8 月末時点)
事 業 内 容	・アプリレビューサイト「AppBank.net」の運営・YouTube 等におけるインターネット動画の配信をはじめとしたメディア事業 ・E コマースや実店舗を通じてスマートフォン向けアクセサリ一等を販売するストア事業
会 計 監 査 人	有限責任監査法人トーマツ

(2) AppBank 社の沿革

AppBank 社の沿革は、以下のとおりである。

年月	概要
2012年1月	神奈川県鎌倉市に AppBank 社を設立
2012年2月	株式会社ゼペットを完全子会社化し、AppBank Games 株式会社に社名変更
2012年3月	アプリ開発者に提供するアプリ内広告配信システム「AppBank Network」正式リリース
2012年6月	iPhone 及び Android アプリ「パズドラ究極攻略データベース」(注1) リリース
2012年7月	本社を東京都新宿区に移転
2013年4月	「AppBank Store うめだ」オープン
2013年6月	「AppBank Store」E コマース (インターネット通販) サイトオープン
2013年8月	「AppBank Store 新宿」オープン
2013年9月	「AppBank Store 八重洲」オープン
2013年9月	「AppBank Store 池袋 PARCO」オープン
2013年9月	「AppBank Store シブポップ」オープン
2013年10月	事業再編のため東京都新宿区に AppBank Store 社を新設分割により設立 (現連結子会社)
2013年10月	「AppBank Store 渋谷 PARCO」オープン
2013年12月	「AppBank Store 原宿」オープン
2014年3月	iPhone 及び Android アプリ「モンスター攻略アプリ」(注2) リリース
2014年8月	「AppBank Store 柏」オープン
2014年8月	事業再編のため東京都新宿区にスタジオむらい株式会社を新設分割により設立 (現連結子会社)
2014年9月	本社移転 (東京都新宿区内)
2015年2月	東京都新宿区に飲食店「PRIVATE KITCHEN ヒソカ」オープン
2015年2月	事業再編のため東京都新宿区に appprime 株式会社を新設分割により設立 (現連結子会社)
2015年5月	事業再編のため appprime 株式会社に AppBank Games 株式会社を吸収合併
2015年10月	「AppBank Store イオンモール四条畷」オープン

年月	概要
2015年11月	「AppBank Store 渋谷モディ」オープン
2015年12月	「AppBank Store ららぽーと立川立飛」オープン
2016年1月	事業再編のため AppBank 株式会社にスタジオむらい株式会社を吸収合併

(3) AppBank 社の業績等

公表済みの AppBank 社の業績等の推移は、以下のとおりである。

連結経営指標等

(単位：千円)

回次	第2期	第3期
決算年月	2013年12月	2014年12月
売上高	1,354,176	3,012,858
経常利益	36,074	514,989
当期純利益	525	328,279
包括利益	525	328,279
純資産額	117,634	431,172
総資産額	780,818	1,628,562

提出会社の経営指標等

(単位：千円)

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2012年12月	2013年12月	2014年12月
売上高	366,997	1,066,285	1,145,055
経常利益	4,126	99,480	237,819
当期純利益	2,424	61,828	79,265
純資産額	202,024	263,852	328,376
総資産額	285,529	754,351	1,041,573

(4) AppBank 社の事業

AppBank 社の主要事業の概要は、以下のとおりである。

AppBank グループは、AppBank 社及び連結子会社3社 (AppBank Store 社、スタジオむらい株式会社(注1)、aprime 株式会社)により構成されており、「You are my friend.」のビジョンのもと、AppBank グループのメディアサイトや店舗等を訪れるユーザーに対して“コンテンツの楽しみ方をお伝えする”ことに注力し

た事業を展開してきた。

“コンテンツの楽しみ方をお伝えする”具体的方法としては、AppBank 社及びスタジオむらい株式会社では中核メディアサイトである「AppBank.net」及び「マックスむらいチャンネル」を始めとした各種動画サービス、AppBank Store 社では E コマースサイトと店舗で販売している各種商品、appprime 株式会社では各種スマートフォンへのアプリケーションサービス及び各種ゲームタイトル情報の提供がそれぞれ該当する。

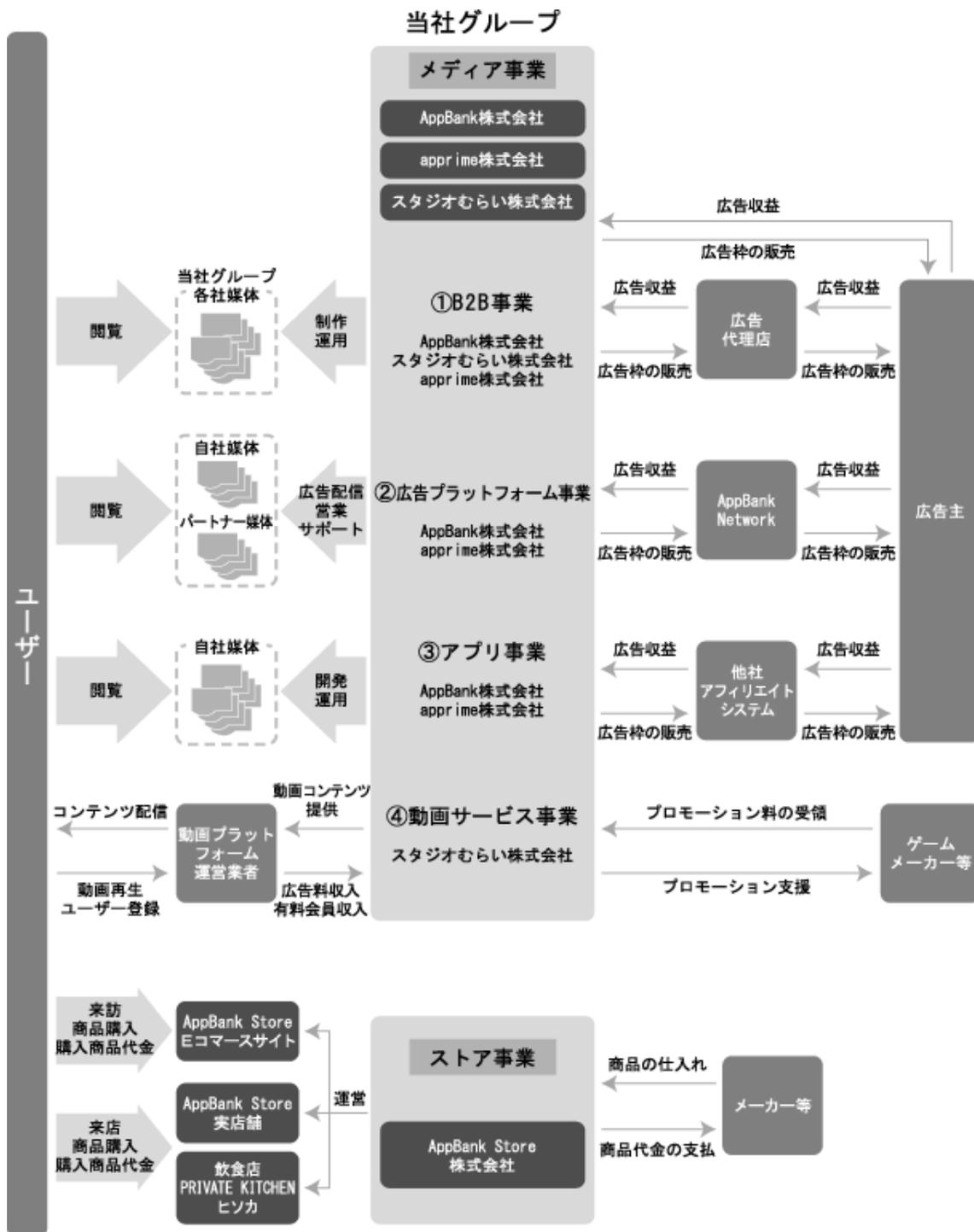
AppBank グループは、メディア事業の中核メディアサイトである「AppBank.net」及び主力動画サービス「マックスむらいチャンネル」等により、自社で開発提供している各種コンテンツやサービスにおいてユーザーを獲得し、ストア事業（E コマース（インターネット通販）及び AppBank Store 店舗）に送客することによって、収益獲得とその安定化を実現している。

このように、グループ全体における事業同士の親和性に基づくシナジー効果を促進し享受することで、オムニチャンネル（注 2）型のビジネスモデルを実践している点が AppBank グループの特徴である。

（注 1）スタジオむらい株式会社は平成 28 年 1 月 19 日に AppBank 社と合併

（注 2）オムニチャンネルとは、実際に存在する店舗での商品販売と、インターネット上の EC 店舗等での商品販売を連携させた、新しい購買スタイルやそれらの取り組みを指す。商品の購入を検討する顧客にとっては、様々なチャンネル(店舗やネット通販など)で商品を購入できるメリットがある。

AppBank グループの事業系統図は以下のとおりである。



(5) 本件不正取引が行われた期間における AppBank 社の子会社・関連会社

AppBank 社の子会社，関連会社は，以下のとおりである。

- ・ AppBank Store 社

- ・スタジオむらい株式会社
- ・apprime 株式会社
- ・AppBank Games 株式会社 (2015年5月1日付でapprime 株式会社に吸収合併)

2 本件不正取引の対象取引の概要

(1) 木村氏の略歴, AppBank 社での役職

本件不正取引の実行者である木村氏の略歴は以下のとおりである。なお、本件と関係の薄い経歴については省略している。

1995年3月	Q 大学法学部法律学科 卒業
1997年3月	R 会計事務所 入所
1999年1月	S 社 入社 (在籍中にA氏と知り合う)
2002年7月	T 社 入社
2007年6月	E 社 設立
2011年7月	U 社 入社 (M氏と知り合う)
2011年10月	U 社 退社
2012年3月	V 社 入社 (W社へ派遣社員として派遣)
2013年7月	AppBank 社 入社
2015年4月	AppBank 社, AppBank Store 社 取締役辞任
2015年5月	AppBank 社とのコンサルティング契約締結
2015年9月	AppBank 社とのコンサルティング契約終了

木村氏の AppBank 社業務従事後の担当状況等は以下のとおりである。

期間	役職等
2012年3月～ 2013年6月	AppBank 社は、設立当初、W社に経理業務を委託していた。木村氏は、W社に派遣社員として勤務しており、主に AppBank 社の支払経理業務を含んだ財務経理業務に従事していた。 2012年10月中旬～2013年1月中旬の期間については、他社業務を担当しており、AppBank 社の業務担当からは外れていた。しかし、木村氏の後任担当者の派遣契約が急遽終了することになったため、2013年1月中旬から木村氏が AppBank 社の担当として復帰することとなった。
2013年7月～ 2015年4月	管理部所属の社員として支払経理業務を含んだ財務経理業務に従事していた。また、2013年10月からは AppBank Store

期間	役職等
	<p>社の経営企画室長としての業務にも従事していた。</p> <p>2015年1月から AppBank Store 社取締役役に就任している。</p> <p>2015年3月から AppBank 社取締役役に就任している。</p>
2015年5月～ 2015年9月	<p>AppBank 社、AppBank Store 社の取締役を辞任して同社を退社したが、その後も AppBank 社との業務委託契約により、同社管理部にて主に上場準備の業務や支払経理業務に従事していた。</p>

木村氏は AppBank 社の財務経理業務を担当してから、業務委託契約が終了するまで、2012年10月中旬～2013年1月中旬を除き、一貫して、本件不正取引が発生した AppBank Network 事業の支払業務に従事している。なお、木村氏が担当していなかった AppBank Network 事業の支払月は、2012年10月、11月、12月である。

(2) 木村氏関連の個人、法人

【A氏】

(ア) 木村氏と知り合った経緯及び不正送金への関与

不正送金先口座として個人口座を提供した人物である。不正送金は、2013年3月から7月まで毎月末に実行されている。

木村氏とは、以前勤めていた S 社で知り合ったが、木村氏は A 氏が入社して数か月後に退社したと A 氏、木村氏ともに供述している。A 氏は、木村氏が同社を退社した後もたまたまに食事等をしていたが、不正送金が始まる 2013年3月以前の数年間は、疎遠になっていた。しかし、2013年3月に A 氏の父親の容態が悪くなり、木村氏も父親の容態が芳しくないと話していたことを思い出し、A 氏から久しぶりに連絡し、話をしていくなかで、月に3、4万円ぐらい稼げるバイトがあると云われ不正送金先口座を提供した。

(イ) AppBank 社入社の際及び担当業務

A 氏は、前職で仕事がうまくいっておらず、会社を辞めたいと考えている旨を木村氏に相談したところ、木村氏から、自身は AppBank 社に移ることになっているが、手伝って欲しいと言われ、紹介を受け、AppBank 社に2013年6月下旬に入社をしている。

入社を機に2013年7月で個人口座の不正送金への提供を止めている。A 氏によると、AppBank 社に入社できたので、個人で副業はしたくないとの思いから止めることにしたと供述しているが、A 氏が代表取締役を務める D 社口座は、そ

の後も継続して不正送金の振込先として提供されており、かかる事実はA氏の上記供述と整合しない。なお、疑義はあるもののA氏は、個人口座、D社口座ともに、AppBank社からの送金を受けていたことは知らなかったと供述している。

AppBank社では、入社以来、財務経理業務を担当していた。その後、2015年4月から内部監査室長となるが、内部監査業務のほか、上場準備、財務経理業務の手伝いも行っていった。本件不正取引が発生したAppBank Network事業の会計処理を担当していた時期もあるが、木村氏及びA氏の供述を前提とすれば、送金業務には部分的な関与のみである。また、木村氏が不正送金を行うにあたり、A氏の存在が必要不可欠であったというわけではない。また、AppBank社での担当業務上、不正送金の事実を当然に知り得る立場にあったともいえない。

【B氏】

木村氏の知人であり、不正送金先口座として個人口座を提供した人物である。不正送金は、2013年3月から2015年1月まで行われ、その後、間があき、2015年8月にも実行されている。

【C氏】

木村氏の知人であり、不正送金先口座として個人口座を提供した人物である。不正送金は、2013年3月から2015年1月まで行われ、その後、間があき、2015年8月にも実行されている。

【D社】

A氏が代表取締役を務める会社であるが、従業員はおらず、A氏が管理する休眠会社である。

AppBank社からの不正送金が行われた会社であり、2013年3月から2015年1月までの毎月末、AppBank社からの不正送金を受けている。

D社は、内装のコーディネートを行うことを目的として、2006年9月8日、A氏により設立された。A氏によると、株式は2株発行しており、A氏と木村氏が1株（5万円）ずつ出資している。

A氏が代表取締役、木村氏が取締役を務めている（木村氏は2015年1月6日に辞任）。A氏によると、木村氏に取締役就任してもらった理由は、設立手続きを手伝ってもらったためであり、経営には関与していないと供述している。

事業を積極的に行っていたのは設立後2年ぐらいであり、その後は休眠状態である。赤字だったこともあり、日本政策金融公庫からの借入が残っており、不正送金が開始された2013年3月時点においても、約160万円の借入が残っており、

毎月約 3 万円（元本 25,000 円）の返済を行っている。

【E 社】

木村氏が全額出資し、代表取締役を務めていた会社であり、実質的に木村氏個人と同一であるといえる。

AppBank 社からの不正送金が行われた会社であり、2013 年 3 月から 2013 年 12 月までの毎月末 AppBank 社からの不正送金を受けている。

E 社は、コンピュータプログラムの制作等を行うことを目的として 2007 年 6 月 15 日に木村氏により設立された会社であり、設立当初から代表取締役が木村氏、取締役が B 氏であったが、2015 年 3 月に木村氏が AppBank 社取締役に就任したため、2015 年 3 月以降は B 氏が代表取締役になり、木村氏は取締役を辞任している。しかしながら、B 氏は設立時から現在まで E 社の経営には全く関与しておらず、名前を貸しただけであり役員報酬の受け取りもなく、木村氏のみが実質的に支配する会社である。

【PA 社】

2013 年 6 月 13 日に M 氏により設立された会社であり、木村氏も取締役を務めている（2015 年 1 月 6 日に辞任）。なお、出資額は、M 氏が 5,000,000 円、その他 2 人がそれぞれ 2,000,000 円の計 9,000,000 円である。M 氏が出資した 5,000,000 円は、木村氏が M 氏に貸し付けたものである。

同社は、不正送金先ではないが、木村氏は、M 氏に貸し付けた 5,000,000 円は、本件不正取引により得た資金と供述している。なお、貸付の事実は、2013 年 6 月 3 日付の借用証書及び関係者から提出された通帳の記載並びにこれと整合する関係者の供述からすると、実態関係があったものと認められる。

業務は物流業務全般であり、AppBank グループとの取引もある。AppBank グループとの取引は木村氏の紹介により開始されているが、取引自体に係る不正行為は本調査委員会の調査では把握されていない。

木村氏は PA 社から役員報酬は受けておらず経営にも関与していない旨、供述している。

代表取締役の M 氏は、木村氏が W 社入社以前に、短期間勤めていた U 社の代表取締役であり、その時からの知人である。

【PB 社】

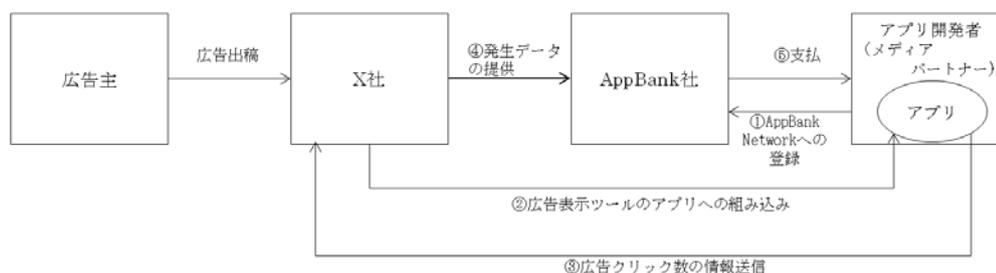
2015 年 8 月 11 日に M 氏により設立され、同氏が代表取締役を務めている会社である。木村氏の現在の勤務先であり、かつ取締役に就任している。なお、出資額は、5,000,000 円であり M 氏が出資（一人株主）しているが、この資金は木

村氏が M 氏に貸し付けたものである。借用証書は貸付当時には交わしていなかったが、本調査委員会の第 1 回インタビュー（2015 年 12 月 29 日）で借用証書の有無を聞かれたことを受け、作成したと木村氏、M 氏ともに供述している。関係者から提出された通帳の記載並びにこれと整合する関係者の供述からすると、貸付の事実はあったものと認められる。

同社の設立の経緯は、M 氏によると、以前から M 氏は木村氏に某ビジネスがしたいと話していたところ、（時期は正確に覚えていないが、）木村氏から AppBank 社を辞める予定が早くなり、時間がとれるようになったが、以前、話をしてきた某事業はどうなっているかとの連絡を受け、共同で行うことになった。なお、同社は、AppBank 社との取引関係はない。

(3) AppBank 社における本件不正取引のビジネスの流れについて

本件不正取引は、上記「第三 調査結果の概要 1 AppBank 社の会社概要等（4）AppBank の事業」記載の「広告プラットフォーム事業」に含まれる AppBank Network 事業において行われた。その主な取引の流れは、以下のとおりである。



スマートフォンのアプリ開発者が自身で開発したアプリを AppBank 社が運営する AppBank Network へ登録し、そのアプリ内に X 社が提供するツールを組み込むことで同社の X 社のネットワークに参加する広告主の広告を表示させることができるようになっている。アプリに表示される広告が、エンドユーザにおいてクリックされる都度、アプリ開発者(メディアパートナー)には報酬が発生する。報酬は X 社から一旦 AppBank 社に支払われ、AppBank 社は一定の margins を差し引いた後、アプリ開発者に報酬を支払うビジネススキームになっている。

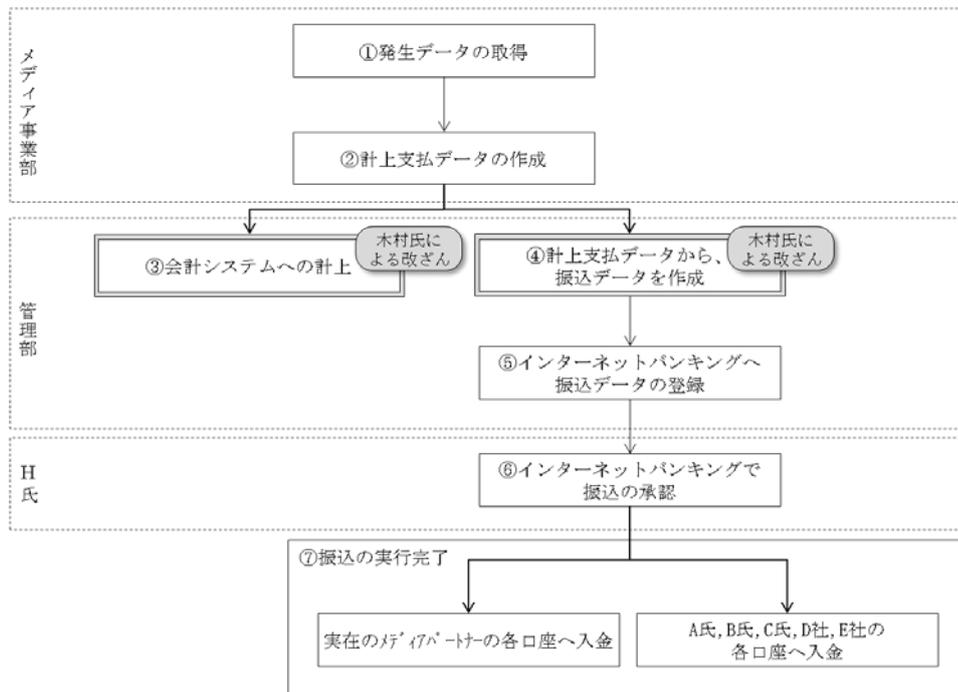
なお、AppBank 社自身が開発した自社アプリも AppBank Network へ登録することができる。この場合、X 社では、AppBank 社そのものもアプリ開発者(メディアパートナー)の 1 つとして取り扱われ、発生した報酬が X 社から AppBank 社に支払われる。ただし、その報酬については、AppBank 社自身がアプリ開発者なので、アプリ開発者(メディアパートナー)への報酬の支払いは発生せず、全額 AppBank 社の収益となる。

(4) 本件不正取引の手口について

本件不正取引は、木村氏が AppBank Network 事業に関する経理・支払業務を担当した時期に発生しており、以下にその手口を説明する。

ア AppBank 社から社外への資金流出の手口

AppBank Network におけるメディアパートナーへの支払いの流れと、その中で木村氏が実行した本件不正取引の内容は以下のとおりである。



以上のフロー図に記載された各内容を以下に説明する。

①発生データの取得

当月末に AppBank 社メディア事業部の担当者が、X 社の「X 社システム」にアクセスし、当月のメディアパートナーへの報酬額算定の基礎となる発生データをエクセル形式でダウンロードする。なお、同データには、AppBank 社が独自で開発・運営しているアプリによる広告収入額である、いわゆる自社外注費のデータ行も含まれている。また、同システムよりメディアパートナーの支払口座情報が登録された口座マスターデータもダウンロードする。

②メディア事業部による計上支払データの作成

翌月初旬に AppBank 社メディア事業部の担当者が、①でダウンロードした発生データを、AppBank 社で作成したエクセルのマクロツールにコピーする。

同担当者が同マクロツールを実行すると、前月以前の未払報酬額が当月発生
の報酬額に合算され、メディアパートナー別の報酬累計額が算出される。そ
の累計が 10,000 円以上になったメディアパートナーを抽出し、そこに、①で
ダウンロードしたメディアパートナーの支払口座情報を付加し、「計上支払デ
ータ」を作成する。なお、発生データに含まれている自社外注費は、他のメ
ディアパートナーへの支払とは異なり、外部への支払が発生しないものであ
ることから、「計上支払データ」としては不要なデータ行ではあるが、「計上
支払データ」を作成する時点では同データ行の削除や、金額をゼロに書き換
える等の作業は行われていなかった。

なお、不正送金を辞めた 2014 年 12 月の計上分（2015 年 2 月の支払分）か
らは、同データにおける自社外注費部分については、その金額をゼロに書き
換える作業をメディア事業部で行っている。K 氏へによると、これは木村氏
が事業部にそのように指示したのではないかと話をしている。

③管理部による会計システムへの計上

メディア事業部で作成した「計上支払データ」を翌月中旬までに会計システ
ムの計上担当者（AppBank 社の管理部担当者）へ渡す。同担当者は、本来、
自社外注費の金額を除外した上で計上支払の合計額を算出し、会計システム
である「勘定奉行」へ仕訳として入力することにより、開発外注費(原価)と
買掛金債務の計上を行う。

しかしながら、木村氏は、「計上支払データ」に含まれる自社外注費の金額
を意図的に除外せずに合計額を算出して、会計システムへの計上を行ってお
り、これにより、自社外注費分だけ開発外注費を水増し計上し、かつ買掛金
も過大に計上している。なお、下記「第三 調査結果の概要 4 本件不正
取引が行われた背景・原因及び責任等について（2）AppBank Network 事
業の業務フロー及び内部統制について カ 担当者の変遷状況」記載のとおり
、会計システムへの入力者は変遷しているものの、計上金額の算定は、本
件不正取引が実行されている期間においてほぼ一貫して木村氏が担当してい
る。

④計上支払データを改ざんし、振込データを作成

メディアパートナーへの支払いは発生月(会計処理月)の翌々月末に行われ
るため、本来、支払業務担当者（AppBank 社の管理部担当者）は会計処理月
の翌々月下旬までに、「計上支払データ」から自社外注費を除外した上で、イ
ンターネットバンキングのシステムで取込可能なテキスト形式に変換し、最
終的な「振込データ」を生成する。

しかしながら、木村氏は、「計上支払データ」を改ざんし、自社外注費のデータ行を削除した後、協力者（「A氏」、「B氏」、「C氏」、「D社」、「E社」の5者）のデータ行を挿入した。各協力者への支払金額に関しては、合計額が自社外注費金額と一致するように割り振った。木村氏は、このようにして改ざんをした「計上支払データ」を、インターネットバンキングのシステムで取込可能なテキスト形式に変換し、最終的な「振込データ」を作成した。

⑤インターネットバンキングへの振込データの登録

支払月（会計処理月の翌々月）に支払業務担当者は、AppBank社の銀行口座へインターネットバンキング経由でアクセスし、④で作成した「振込データ」をアップロードし、振込情報を登録する。登録すると振込明細とその合計額が記載された「総合振込精査表」がインターネットバンキングのシステムにより作成される。本件不正取引実行の期間（2013年3月送金分から2015年8月送金分まで）においては、④と⑤の業務は一貫して木村氏が行っていた。

⑥インターネットバンキングで振込の承認

H氏は「総合振込精査表」を確認の上、インターネットバンキング上で振込の承認を行う。H氏が承認を行う資料である総合振込精査表には、合計金額だけでなく明細も記載されている。2014年5月以降の不正送金は金額が増大しているが、木村氏はH氏に発見されないよう二つの工夫を施している。

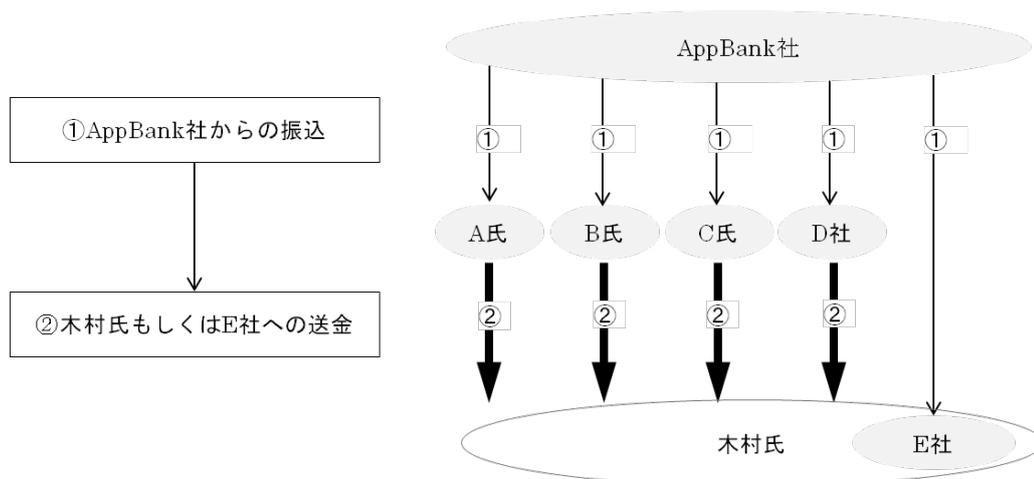
- ・一つの振込先に対して、送金を3つに分けることで一つあたりの送金金額を少額にする。
- ・同一ページに同一の送金先が入らないよう、3つに分けた送金先をそれぞれ別のページに表示されるようにする。

なお、「総合振込精査表」の並び順は、金額順でもなく、50音順でもないため、同一振込先が3つに分けられていても、それに気づくことは困難であると考えられる。

⑦振込の実行完了

各メディアパートナーが登録している銀行口座へ支払が行われる。木村氏が「計上支払データ」の改ざんにより追加した協力者の口座にも同様に支払が行われた。

イ 社外流出した資金の移動



木村氏は、協力者の口座に不正送金を行った後、自身が管理する会社である E 社、もしくは木村氏個人へ送金させている。なお、協力者から木村氏へは現金での受け渡しもあり、また E 社への AppBank 社からの直接の送金もある。以上の図に記載された内容を以下に説明する。

①AppBank 社からの振込

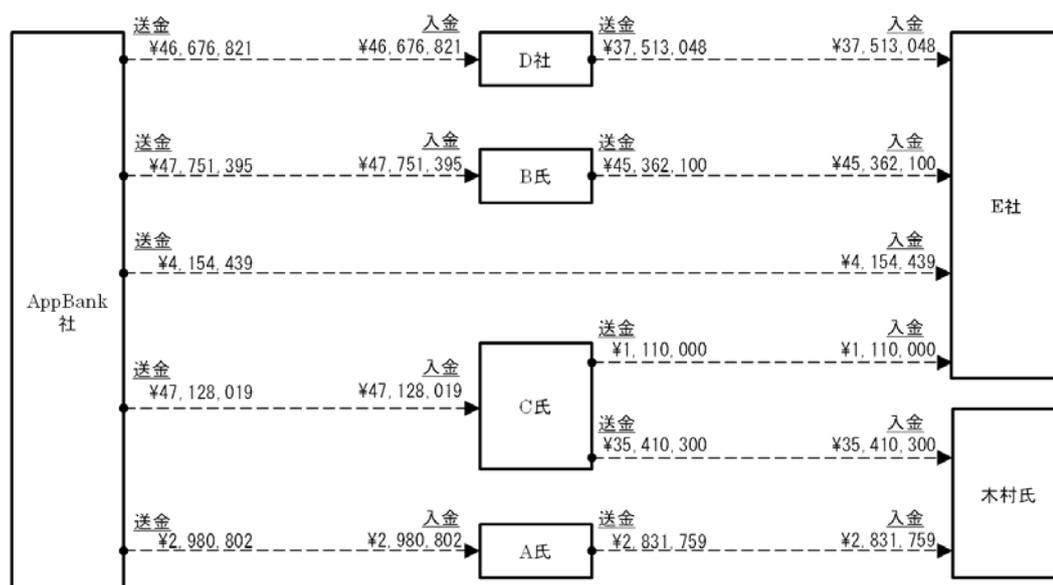
毎月末に AppBank 社より協力者の各銀行口座へ送金される。

②木村氏もしくは E 社への送金

各銀行口座の管理者（協力者）は①で振込まれた金額から約 5% を差し引いて、残りの約 95% を木村氏もしくは E 社へ交付する。なお、関係者から提出された各銀行口座の通帳によると、木村氏もしくは E 社への振込額は、AppBank からの振込額の約 95% になっていない場合がある。この場合の差額は、主に ATM で現金を引き出し、木村氏に手渡ししていると供述している。

以下の図表は本件不正取引において、関係者の銀行口座間で発生した金銭の移動額を示した全体像である。なお、銀行口座を通じた金銭の移動以外に、協力者は現金を ATM で引き出し木村氏に手渡しをしている場合があると供述している。これらの金額を特定するために、協力者及び木村氏から任意に通帳の提出を受け、その入出金を確認した。なお、2012年3月から2013年4月までの AppBank 社からの送金額について、当時送金口座として利用していた BTMU 原宿の通帳では、毎月の振込総額が記帳されており、個別に振込先を確認することができなかった。さらに、当該口座は現在解約されていることから、銀行

から取引明細を取得することができなかった。従って、この期間においては、木村氏作成支払リストの送金額総額と通帳記載の送金総額を比較し、その一致の確認をもって、木村氏作成支払リストが実際の送金を表しているものとし金額の算定を行った。



また、本件不正取引による AppBank 社の各会計年度、有価証券届出書及び四半期会計期間における財務諸表影響額の推移は、以下のとおりである。

会計年度	過大外注費 計上額	本件不正 送金額	差引残高 累計額
2012/12 期	6,398,786	-	6,398,786
2013/12 期	15,751,527	19,786,490	2,363,823
2014/12 期	125,708,072	110,069,714	18,002,181
2015/8 期	-	18,835,272	△833,091
2015/9 期	-	-	△833,091
合計	147,858,385	148,691,476	△833,091

なお、本件不正取引における不正送金額を調査するに当たり、以下の方法をとった。すなわち、メディア事業部が作成した「計上支払データ」と、AppBank 社がメディアパートナーへの支払に用いている銀行口座の通帳の記録を比較し、その振込先と金額を明細別に突合した。(なお、上述の通り、2012年3月～2013年4月の期間については、支払銀行口座の明細が取得できなかったため、振込

総額が一致していることを確認の上、木村氏作成支払リストを利用した。）

確認の結果、①計上支払データと通帳記録が一致している、②計上支払データに存在しないが、通帳記録に存在する、③計上支払データに存在するが、通帳記録に存在しない、の3通りに分類された。

①に関しては、メディア事業部が指定した通りの支払であり問題は無い。②に関しては、その振込先を一件ずつ確認し、これらが全て本件不正取引に係る協力者5者に対する振込であることを確認した。③に関しては、主に自社外注費分であり、事業部が作成した計上支払データに記載がある一方、実際の振込が無いことには問題が無い。しかし、一部別のメディアパートナーへの支払に関して、計上支払データに存在するが、実際の振込がなされていない場合が含まれていた。このメディアパートナーへの支払に関しては、当該メディアパートナーの振込口座が登録されていなかったため、実際の振込が実行されなかったことが原因である。

以下の表は自社外注費と、協力者への AppBank 社からの不正送金額の合計を各月で比較したものである（不正振込は計上月の翌々月に行われる）。なお、2014年3月計上分より、自社外注費、すなわち AppBank 社のアプリによる広告収入額が大幅に増額している。この背景として、収益性向上を目的としたビジネスモデルの変更がある。すなわち AppBank 社は他社のアドネットワークに AppBank 社のアプリを登録し、他社のメディアパートナーとして報酬を得ていたが、2014年3月以降、自社のアドネットワークである AppBank Network に登録することとした。これにより、自社外注費、すなわち不正送金額が増加した。また、同時期に AppBank 社が開発したアプリがヒットしたことも広告料収入及び自社外注費の増加に寄与している。

計上月	自社外注費	不正振込額	差額
2012年10月	1,206,172	-	1,206,172
2012年11月	1,571,160	-	1,571,160
2012年12月	3,621,454	-	3,621,454
2013年1月	2,433,183	5,210,515	-2,777,332
2013年2月	1,378,984	5,000,438	-3,621,454
2013年3月	2,167,619	2,167,619	0
2013年4月	1,335,013	1,335,013	0
2013年5月	1,203,936	1,203,936	0
2013年6月	1,120,244	1,120,244	0
2013年7月	857,144	857,144	0

計上月	自社外注費	不正振込額	差額
2013年8月	783,770	783,770	0
2013年9月	1,052,874	1,052,874	0
2013年10月	1,054,937	1,054,937	0
2013年11月	1,266,724	1,266,724	0
2013年12月	1,097,099	1,097,099	0
2014年1月	1,197,090	1,197,090	0
2014年2月	1,972,271	1,197,090	775,181
2014年3月	9,304,117	10,079,298	-775,181
2014年4月	11,865,352	11,865,352	0
2014年5月	13,855,728	13,855,728	0
2014年6月	14,572,851	14,572,851	0
2014年7月	15,164,070	15,164,070	0
2014年8月	11,862,416	11,862,416	0
2014年9月	11,959,246	11,959,246	0
2014年10月	15,952,750	15,952,750	0
2014年11月	18,002,181	18,002,181	0
2014年12月	18,765,146	-	18,765,146
2015年1月	7,630,564	-	7,630,564
2015年2月	6,449,269	-	6,449,269
2015年3月	2,773,108	-	2,773,108
2015年4月	2,571,896	-	2,571,896
2015年5月	4,371,002	-	4,371,002
2015年6月	4,190,138	833,091	3,357,047
2015年7月	4,314,648	-	4,314,648
2015年8月	4,232,518	-	4,232,518
2015年9月	3,896,842	-	3,896,842
不正振込額合計		148,691,476	

2013年3月、4月の不正送金額は、当該送金の対象である2013年1月の自社外注費のみではなく、2012年10月～2012年12月の間に誤って債務として計上されている自社外注費分が増額されている。なお、この過去分を増額送金は、2013年4月で完了している。

2014年4月の不正送金額は、計上月である2014年2月の自社外注費1,972,271円と一致しておらず、2014年3月の不正送金額と同額である。

木村氏によると、明確な記憶はないが、送金額を誤ったものと思われると供述している。

なお、2014年2月計上の自社外注費1,972,271円と2014年4月の不正送金額1,197,090円の差額775,181円は、2014年5月に不正送金されている。

(5) 本件不正取引の経緯及び詳細

ア 2012年3月～2012年9月まで

【AppBank社】

AppBank社が設立された2012年1月～2013年6月までは、AppBank社の経理業務はW社に業務委託されており、設立当初からAppBank社の経理業務を担当していたのは、本件不正取引の実行者である木村氏であった。

また、本件不正取引が行われたAppBank Network事業は、2012年3月から開始されているが、当該事業に係る支払経理業務は開始当初から木村氏が担当していた。

なお、上記期間において、AppBank社の自社外注費の不適切な計上及びAppBank社の銀行口座からの不正な社外流出は確認されなかった。

イ 2012年10月～2012年12月まで

【AppBank社】

2012年10月頃、木村氏はW社内の担当替えによりAppBank社の担当からは外れ、木村氏の後任として同じくW社に派遣社員として勤務していたLD氏がAppBank社の経理業務の担当となった。なお、LD氏は、W社との派遣契約を終了するまで、すなわち、2012年10月～2012年12月の間のみAppBank社の経理業務を担当していた。

この2012年10月から、外部のメディアパートナーに対する報酬に加え、本来計上すべきでない自社外注費分も含めて開発外注費(原価)の計上を開始され、併せて相手先のない買掛金債務の計上が行われていた。すなわち、前述のとおり、自社外注費分は支払の必要がないことから、開発外注費計上の必要はなく、広告収入が全額利益となるものであり、よって、当該2012年10月分から開発外注費及び買掛金債務の不適切な過大計上を開始しており、それはLD氏によるものであったということである。

ただし、上記期間に係る自社外注費分の過大計上額は実際の支払処理はなされなかったため、計上月の翌々月の支払月にAppBank社の銀行口座から当該過大計上が社外流出されることはなく、2013年2月末まで買掛金債務として累積されていた。

(過大計上された自社外注費分の状況)

計上年月	支払年月	債務相手先	過大計上金額(円)
2012年10月	2012年12月	—	1,206,172
2012年11月	2013年1月	—	1,571,160
2012年12月	2013年2月	—	3,621,454
合計			6,398,786

木村氏は、LD氏への引き継ぎに際し、自社外注費を差し引いて開発外注費買掛金を計上するように伝えたことと記憶していると供述しているが、その真偽は定かではない。なお、本調査委員会としてLD氏へのインタビューを試みたが、LD氏を当時派遣していた派遣会社から、個人情報の開示を拒まれたため、連絡先が判明せずインタビューが実施できなかった。

上記期間に係る買掛金債務の過大計上分は、AppBank社の銀行口座からの不正な社外流出が2013年2月末までになされた形跡は確認されなかったものの、当該過大計上額は2015年3月から開始される本件不正取引として社外流出資金の一部を構成することとなっていた。

ウ 2013年1月～2013年2月まで

2012年12月分までAppBank社の経理業務を担当していたLD氏が、急遽、W社との派遣契約を終了することとなったため、2013年1月頃から、木村氏が再びAppBank社の経理業務の担当となった。

木村氏は、2013年1月下旬頃、LD氏から連絡を受け、本来開発外注費計上をする必要がない自社外注費を誤って開発外注費及び買掛金債務として計上してしまったと聞いたことと供述しているが、その真偽は確認できていない。

いずれにせよ、2013年1月の時点において、木村氏は、自社外注費分の開発外注費が誤計上されており、その分買掛金債務が過大に計上されていることに気が付いていたということであるが、修正作業を行わず、結果的に開発外注費及び買掛金債務が過大に計上されたまま第1期である2012年12月期を締めることとなった。

さらに、木村氏は、2013年1月及び2月計上分についても、本来計上すべきでない自社外注費に相当する分の開発外注費及び買掛金債務を過大に計上し続けている。木村氏は、2012年12月までの分について修正しなかったことから、そのやり方と整合性を図る必要があると考えたと供述しているが、修正しなければならない金額を増加させるだけのやり方であり、また、その時点で特段修正方法についての考えがあったわけでもなく、そもそも誤った処理方法なのであるから、そのような誤計上を継続する理由として合理性はない。

前述のとおり、2013年2月までの期間においては、AppBank社の銀行口座からの不正な社外流出は確認されていないが、2013年1月、及び2月に計上された自社外注費は、2012年10月から12月に誤計上された自社外注費分と合わせて、後に不正送金されている。

計上年月	支払年月	債務相手先	過大計上金額（円）
2012年10月	2012年12月	—	1,206,172
2012年11月	2013年1月	—	1,571,160
2012年12月	2013年2月	—	3,621,454
2013年1月	2013年3月	—	2,433,183
2013年2月	2013年4月	—	1,378,984
合計			10,210,953

エ 2013年3月

【AppBank社】

2013年1月計上分のAppBank Network事業の支払いが、2013年3月29日に行われているが、これに本件不正送金が含まれていることが、木村氏作成支払リストにより確認された。なお、木村氏作成支払リストの総額とAppBank社BTMU原宿の通帳に記載された振込総額が一致することを確認している。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額（円）
D社	みずほ銀座中央	1,230,184
C氏	みずほ王子	840,710
B氏	りそな北浦和西口	884,097
E社	BTMU 亀戸	1,169,961
A氏	みずほ青山	1,085,563
計		5,210,515

2013年3月の不正送金額は、2013年3月の送金の対象である2013年1月の自社外注費のみではなく、2012年10月～2012年12月の間に誤って債務として計上されている自社外注費金額の一部が増額されている。なお、この過去の増額送金は、2013年4月で完了し、2013年5月送金以降は、原則として、発生計上月（2013年5月の送金であれば、2013年3月の発生計上）の自社外注費と不正送金額が一致している。

【D 社】

(入金)

2013年3月29日、みずほ青山の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,230,184

(支払)

2013年3月31日、みずほ青山の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/3/31	(E 社名)	1,168,674

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 1,230,184 円の 95%である 1,168,674 円 (端数切捨て) と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013年4月1日に「(D 社名)」から同額の振込みがなされている。

【C 氏】

(入金)

2013年3月29日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	840,710

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2013/3/31	みずほ王子	798,675

C 氏は、不正送金開始当初、木村氏に現金で手渡しをしていたと供述している。上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された 840,710 円の 95%である 798,675 円 (円未満切り上げ) と一致している点、供述と整合している。

【B 氏】

(入金)

2013年3月29日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	884,097

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/4/1	IB (E 社名)	839,000

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 884,097 円の 95%である
839,892 円の百円未満端数を切り捨てた金額に 800 円不足している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013 年 4 月 1 日に「(B 氏氏名)」から同
額の振込みがなされている。

【E 社】

(入金)

2013 年 3 月 29 日、BTMU 亀戸の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,169,961

【A 氏】

(入金)

2013 年 3 月 29 日、みずほ青山の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,085,563

(支払)

2013 年 3 月 29 日及び 3 月 31 日、みずほ青山の通帳により以下の振込みが確
認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/3/29	キムラ トモヤ	500,000
2013/3/31	キムラ トモヤ	531,284
	計	1,031,284

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 1,085,563 円の 95%であ
る 1,031,284 円 (円未満切り捨て) と一致している。

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、以下の入金を確認された。

日付	金額 (円)
2013/3/29	500,000
2013/4/1	531,284
計	1,031,284

ウ 2013年4月

【AppBank 社】

2013年4月30日、木村氏作成支払リストにより、以下の送金を確認された。

なお、木村氏作成支払リストの総額と AppBank 社 BTMU 原宿の通帳に記載された振込総額が一致することを確認している。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	1,138,340
C 氏	みずほ王子	631,330
B 氏	りそな北浦和西口	1,198,036
E 社	BTMU 亀戸	980,475
A 氏	みずほ青山	1,052,257
	計	5,000,438

なお、2013年4月の不正送金額は、2013年3月同様、当該送金の対象である2013年2月の自社外注費のみではなく、2012年10月～2012年12月の間に誤って債務として計上されている自社外注費金額の一部が増額されている。なお、この過去分の増額送金は、2013年4月で完了し、2013年5月送金以降は、発生計上月（2013年5月の送金であれば、2013年3月の発生計上）の自社外注費が不正送金されている。

【D 社】

(入金)

2013年4月30日、みずほ青山の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,138,340

(支払)

2013年4月30日、みずほ青山の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/4/30	(E 社名)	1,081,423

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 1,138,340 円の 95%である 1,081,423 円（端数切捨て）と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013 年 4 月 30 日に「(D 社名)」から同額の振込みがなされている。

【C 氏】

(入金)

2013 年 4 月 30 日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	631,330

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2013/5/4	みずほ王子	600,000

上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された 631,330 円の 95%である 599,763 円（円未満切り捨て）と近似している。

【B 氏】

(入金)

2013 年 4 月 30 日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,198,036

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/4/30	IB (E 社名)	1,138,100

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 1,198,036 円の 95%である 1,138,134 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。B 氏は、木村氏から 100 円未満を切り捨てた金額で振り込むようにと指示されたと供述している。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2013年4月30日に「(B氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

【E社】

(入金)

2013年4月30日、BTMU亀戸の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	980,475

【A氏】

(入金)

2013年4月30日、みずほ青山の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,052,257

(支払)

2013年4月30日、みずほ青山の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/4/30	キムラ トモヤ	999,644

当該振込金額は、AppBank社から入金された1,052,257円の95%である999,644円(端数切捨て)と一致している。

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、2013年4月30日に「みずほ アオヤマ (A氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

エ 2013年5月

【AppBank社】

2013年5月31日、木村氏作成支払リストにより、以下の送金を確認された。

なお、木村氏作成支払リストの総額とAppBank社BTMU原宿の通帳に記載された振込総額が一致することを確認している。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D社	みずほ銀座中央	422,154
C氏	みずほ王子	464,904
B氏	りそな北浦和西口	352,452
E社	BTMU 亀戸	502,455

支払先	支払先銀行	金額 (円)
A 氏	みずほ青山	425,654
	計	2,167,619

【D 社】

(入金)

2013年5月31日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	422,154

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/5/31	(E 社名)	401,046

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 422,154 円の 95%である 401,046 円 (端数切捨て) と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、203 年 5 月 31 日に「(D 社名)」から同額の振込みがなされている。

【C 氏】

(入金)

2013年5月31日、みずほ王子の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	464,904

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2013/6/2	みずほ王子	441,600

上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された 464,904 円の 95%である 441,658 円 (円未満切り捨て) と一致している。

【B氏】

(入金)

2013年5月31日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	352,452

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/5/31	IB (E 社名)	334,800

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 352,452 円の 95%である
334,829 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013年5月31日に「(B氏氏名)」から
同額の振込みがなされている。

【E社】

(入金)

2013年5月31日、BTMU 亀戸の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	502,455

【A氏】

(入金)

2013年5月31日、みずほ青山の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	425,654

(支払)

みずほ青山の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/5/31	キムラトモヤ	404,371

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 425,654 円の 95%である
404,371 円 (端数切捨て) と一致している。

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、2013年5月31日に「みずほ アオヤマ (A氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

オ 2013年6月

【AppBank社】

2013年6月28日、木村氏作成支払リストにより、以下の送金が確認された。
 なお、木村氏作成支払リストの総額とAppBank社BTMU原宿の通帳に記載された振込総額が一致することを確認している。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D社	みずほ銀座中央	253,965
C氏	みずほ王子	353,488
B氏	りそな北浦和西口	316,966
E社	BTMU 亀戸	228,052
A氏	みずほ青山	182,542
	計	1,335,013

【D社】

(入金)

2013年6月28日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	253,965

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/6/28	(E社名)	241,266

当該振込金額の合計は、AppBank社から入金された253,965円の95%である241,266円(端数切捨て)と一致している。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2013年6月28日に「(D社名)」から同額の振込みがなされている。

【C氏】

(入金)

2013年6月28日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	353,488

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/7/1	キムラ トモヤ	335,000

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 353,488 円の 95%である 335,813 円の千円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

C 氏によると木村氏との間で端数処理に関する具体的な取り決めはなかったが、切り捨てにすることもあったと供述している。なお、2013 年 3 月から 5 月までは手渡しであったが、2013 年 6 月末分が振込となっている点について、木村氏に会うことができなかつたためであると思うと供述している。

なお、木村氏三井住友大宮の通帳上、2013 年 7 月 1 日に「ミズホ ニシカワグチ (C 氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

【B 氏】

(入金)

2013 年 6 月 28 日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	316,966

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/7/2	IB (E 社名)	301,100

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 316,966 円の 95%である 301,117 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013 年 7 月 2 日に「(B 氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

【E 社】

(入金)

2013 年 6 月 28 日、BTMU 亀戸の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	228,052

【A 氏】

(入金)

2013年6月28日、みずほ青山の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	182,542

(支払)

みずほ青山の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/6/28	キムラトモヤ	173,414

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 182,542 円の 95%である 173,414 円（端数切捨て）と一致している。

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、2013年6月28日に同額の振込みがなされている。

カ 2013年7月

【AppBank 社】

2013年7月31日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	244,926
C 氏	みずほ王子	259,539
B 氏	りそな北浦和西口	200,899
E 社	BTMU 亀戸	263,786
A 氏	みずほ青山	234,786
計		1,203,936

【D 社】

(入金)

2013年7月31日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	244,926

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/7/31	(E 社名)	232,680

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 244,926 円の 95%である 232,679 円（端数切捨て）と 1 円一致していない。切捨てではなく切り上げとなっているものと思料するが、この点、A 氏に木村氏との間の手数料取り分に関する取り決めを確認したが、切捨て、切り上げ等の取り決めはされておらず、切り上げとした理由はわからないと供述している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013 年 7 月 31 日に「(D 社名)」から同額の振込みがなされている。

【C 氏】

(入金)

2013 年 7 月 31 日、みずほ王子の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	259,539

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2013/8/4	テイケイ ミツイスミトモ	245,000

上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された 259,539 円の 95%である 246,562 円（円未満切り捨て）と近似している。

【B 氏】

(入金)

2013 年 7 月 31 日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	200,899

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/8/1	IB (E 社名)	190,800

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 200,899 円の 95%である
190,854 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013 年 8 月 1 日に「(B 氏氏名)」から同
額の振込みがなされている。

【E 社】

(入金)

2013 年 7 月 31 日、BTMU 亀戸の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	263,786

【A 氏】

(入金)

2013 年 7 月 31 日、みずほ青山の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	234,786

(支払)

みずほ青山の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/7/31	キムラトモヤ	223,046

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 234,786 円の 95%である
223,046 円 (端数切捨て) と一致している。

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、2013 年 7 月 31 日に同額の振込みがな
されている。

キ 2013 年 8 月

【AppBank 社】

2013 年 8 月 30 日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金が確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	352,318
C 氏	みずほ王子	251,283
B 氏	りそな北浦和西口	241,183
E 社	BTMU 亀戸	275,460
A 氏	—	—
	計	1,120,244

【D 社】

(入金)

2013 年 8 月 30 日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	352,318

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/8/30	(E 社名)	334,702

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 352,318 円の 95%である 334,702 円（端数切捨て）と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013 年 8 月 30 日に「(D 社名)」から同額の振込みがなされている。

【C 氏】

(入金)

2013 年 8 月 30 日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	251,283

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2013/9/1	みずほ王子	230,000

上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された 251,283 円の 95%である 238,718 円 (円未満切り捨て) に 8,718 円の不足があるが、C 氏は、差額は手元現金で払っていると思うとの供述をしている。

【B 氏】

(入金)

2013 年 8 月 30 日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	241,183

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/8/30	IB (E 社名)	229,100

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 241,183 円の 95%である 229,123 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013 年 8 月 30 日に「(B 氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

【E 社】

(入金)

2013 年 8 月 30 日、BTMU 亀戸の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	275,460

ク 2013 年 9 月

【AppBank 社】

2013 年 9 月 30 日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	269,218
C 氏	みずほ王子	191,283

支払先	支払先銀行	金額 (円)
B 氏	りそな北浦和西口	181,183
E 社	BTMU 亀戸	215,460
A 氏	—	—
	計	857,144

【D 社】

(入金)

2013年9月30日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	269,218

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/9/30	(E 社名)	255,757

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 269,218 円の 95%である 255,757 円 (端数切捨て) と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013年9月30日に「(D 社名)」から同額の振込みがなされている。

【C 氏】

(入金)

2013年9月30日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	191,283

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/10/1	キムラ トモヤ	170,000

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 191,283 円の 95%である 181,718 円 (端数切捨て) に対し、11,718 円の不足があるが、C 氏は、差額は手元現金で払っていると思うとの供述をしている。

なお、木村氏三井住友大宮の通帳上、2013年10月1日に「みずほ ニシカラグチ (C氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

【B氏】

(入金)

2013年9月30日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	181,183

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/10/1	IB (E社名)	172,100

当該振込金額は、AppBank社から入金された181,183円の95%である172,123円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2013年9月30日に「(B氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

【E社】

(入金)

2013年9月30日、BTMU亀戸の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	215,460

ケ 2013年10月

【AppBank社】

2013年10月31日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金が確認された。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D社	みずほ銀座中央	256,985
C氏	みずほ王子	245,854
B氏	りそな北浦和西口	195,874
E社	BTMU 亀戸	85,057
A氏	—	—
計		783,770

【D 社】

(入金)

2013年10月31日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	256,985

(支払)

上記入金を受けた振込は確認されていない。

なお、みずほ銀座中央の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2013/10/31	みずほ新宿新都心	257,000

2013年10月31日の AppBank 社からの振込以前の残高は、786円であり、上記、引き出し後の残高は771円であることから、当該引き出しは、AppBank 社からの入金金額の引き出しであると考えられる。

A氏は、上記 ATM からの現金引出金額から5%の手数料を差し引いた現金を木村氏に渡しており、また、当月から送金でなく現金での手渡しとなっているが、変更をした理由は特にないと供述している。

【C 氏】

(入金)

2013年10月31日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	245,854

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2013/11/4	みずほ王子	240,000

上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された245,854円の95%である233,561円(円未満切り捨て)を超過しているが、C氏は、自身が費消する金額も含め現金引き出しをすることがあったと供述している。

【B氏】

(入金)

2013年10月31日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	195,874

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/10/31	IB (E社名)	186,000

当該振込金額は、AppBank社から入金された195,874円の95%である186,080円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2013年10月31日に「(B氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

【E社】

(入金)

2013年10月31日、BTMU亀戸の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	85,057

コ 2013年11月

【AppBank社】

2013年11月29日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D社	みずほ銀座中央	326,089
C氏	みずほ王子	245,854
B氏	りそな北浦和西口	295,874
E社	BTMU 亀戸	185,057
A氏	—	—
計		1,052,874

【D 社】

(入金)

2013年11月29日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	326,089

(支払)

上記入金を受けた振込は確認されていない。

なお、みずほ銀座中央の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2013/11/29	みずほ新宿西口	10,000
2013/11/29	みずほ新宿新都心	317,000

2013年11月29日の AppBank 社からの振込以前の残高は、1,128 円であり、上記、引き出し後の残高は 217 円であることから、当該引き出しは、AppBank 社からの入金金額の引き出しであると考えられる。

A 氏は、上記 ATM からの現金引出金額から 5% の手数料を差し引いた現金を木村氏に渡しており、同日に二つの支店で現金引き出しを行っているが、その理由については記憶がないと供述している。

【C 氏】

(入金)

2013年11月29日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	245,854

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2013/12/1	みずほ王子	230,000

上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された 245,854 円の 95% である 233,561 円 (円未満切り捨て) に 3,561 円の不足があるが、C 氏は、差額は手元現金で払っていると思うとの供述をしている。

【B氏】

(入金)

2013年11月29日,りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	295,874

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/12/2	IB (E 社名)	281,000

当該振込金額は, AppBank 社から入金された 295,874 円の 95%である
281,080 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお, E 社の BTMU 亀戸の通帳上, 2013 年 11 月 29 日に「(B 氏氏名)」から
同額の振込みがなされている。

【E社】

(入金)

2013年11月29日, BTMU 亀戸の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	185,057

サ 2013年12月

【AppBank社】

2013年12月27日, みずほ兜町の通帳により, 以下の送金を確認された。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	258,425
C 氏	みずほ王子	246,582
B 氏	りそな北浦和西口	301,254
E 社	BTMU 亀戸	248,676
A 氏	—	—
	計	1,054,937

【D 社】

(入金)

2013年12月27日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	258,425

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/12/28	(E 社名)	246,000

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 258,425 円の 95%である 245,503 円 (端数切捨て) に対し、497 円超過している。

A 氏は、振込金額の計算を誤ったと供述しているが、どのように誤ったのかについての具体的な説明は得られなかった。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013 年 12 月 30 日に「(D 社名)」から同額の振込みがなされている。

【C 氏】

(入金)

2013年12月27日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	246,582

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2013/12/29	みずほ王子	219,000

上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された 246,582 円の 95%である 234,529 円 (円未満切り捨て) に 15,529 円の不足があるが、C 氏は、差額は手元現金で払っていると思うとの供述をしている。

【B 氏】

(入金)

2013年12月27日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	301,254

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2013/12/30	IB (E 社名)	286,100

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 301,254 円の 95%である
286,191 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2013 年 12 月 30 日に「(B 氏氏名)」から
同額の振込みがなされている。

【E 社】

(入金)

2013 年 12 月 27 日、BTMU 亀戸の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	248,676

シ 2014 年 1 月

【AppBank 社】

2014 年 1 月 31 日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	439,209
C 氏	みずほ王子	394,857
B 氏	りそな北浦和西口	432,658
E 社	—	—
A 氏	—	—
計		1,266,724

【D 社】

(入金)

2014 年 1 月 31 日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	439,209

(支払)

上記入金を受けた振込は確認されていない。

なお、みずほ銀座中央の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/2/3	みずほ新宿西口	440,000

2014年1月31日の AppBank 社からの振込以前の残高は、888 円であり、上記、引き出し後の残高は 97 円であることから、当該引き出しは、AppBank 社からの入金金額の引き出しであると考えられる。

A 氏は、上記 ATM からの現金引出金額から 5%の手数料を差し引いた現金を木村氏に渡したと供述している。

【C 氏】

(入金)

2014年1月31日、みずほ王子の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	394,857

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/2/2	みずほ王子	375,000

上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された 394,857 円の 95%である 375,114 円 (円未満切り捨て) と近似している。

【B 氏】

(入金)

2014年1月31日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	432,658

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/2/3	IB (E 社名)	411,000

当該振込金額は, AppBank 社から入金された 432,658 円の 95% である 411,025 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお, E 社の BTMU 亀戸の通帳上, 2014 年 2 月 3 日に「(B 氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

ス 2014 年 2 月

【AppBank 社】

2014 年 2 月 28 日, みずほ兜町の通帳により, 以下の送金が確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	332,654
C 氏	みずほ王子	439,340
B 氏	りそな北浦和西口	325,105
E 社	—	—
A 氏	—	—
	計	1,097,099

【D 社】

(入金)

2014 年 2 月 28 日, みずほ銀座中央の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	332,654

(支払)

上記入金を受けた振込は確認されていない。

なお, 翌日, みずほ銀座中央の通帳により, 以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/3/1	みずほ茅ヶ崎	333,000

2014年2月28日のAppBank社からの振込以前の残高は、774円であり、上記、引き出し後の残高は428円であることから、当該引き出しは、AppBank社からの入金金額の引き出しであると考えられる。

A氏は、上記ATMからの現金引出金額から5%の手数料を差し引いた現金を木村氏に渡したと供述している。

【C氏】

(入金)

2014年2月28日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	439,340

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下のATMからの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/3/2	みずほ王子	420,000

上記ATMからの現金引出金額は、AppBank社から入金された439,340円の95%である417,373円(円未満切り捨て)と近似している。

【B氏】

(入金)

2014年2月28日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	325,105

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/3/4	IB (E社名)	308,800

当該振込金額は、AppBank社から入金された325,105円の95%である308,849円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2014年3月4日に「(B氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

セ 2014年3月

【AppBank社】

2014年3月31日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金が確認された。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額(円)
D社	みずほ銀座中央	385,421
C氏	みずほ王子	402,154
B氏	りそな北浦和西口	409,515
E社	—	—
A氏	—	—
	計	1,197,090

【D社】

(入金)

2014年3月31日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額(円)
アップバンク(カ)	385,421

(支払)

上記入金を受けた振込は確認されていない。

なお、同日、みずほ銀座中央の通帳により、以下のATMからの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額(円)
2014/3/31	みずほ新宿西口	385,000

2014年3月31日のAppBank社からの振込以前の残高は、385円であり、上記、引き出し後の残高は806円であることから、当該引き出しは、AppBank社からの入金金額の引き出しであると考えられる。

A氏は、上記ATMからの現金引出金額から5%の手数料を差し引いた現金を木村氏に渡したと供述している。

【C氏】

(入金)

2014年3月31日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	402,154

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/4/6	みずほ王子	392,000

上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された 402,154 円の 95%である 382,046 円 (円未満切り捨て) を超過しているが、C 氏は、自身が費消する金額も含め現金引き出しをすることがあったと供述している。

【B 氏】

(入金)

2014 年 3 月 31 日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	409,515

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/3/31	IB (E 社名)	389,000

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 409,515 円の 95%である 389,039 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2014 年 3 月 31 日に「(B 氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

ソ 2014 年 4 月

【AppBank 社】

2014 年 4 月 30 日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金が確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	385,421
C 氏	みずほ王子	402,154

支払先	支払先銀行	金額 (円)
B 氏	りそな北浦和西口	409,515
E 社	—	—
A 氏	—	—
	計	1,197,090

2014年4月30日の不正送金額は、計上月である2014年2月の自社外注費1,972,271円と一致しておらず、2014年3月31日の不正送金額と同額である。木村氏は、明確な記憶はないが、送金額を誤ったと供述している。

なお、2014年2月計上の自社外注費1,972,271円と2014年4月30日の不正送金額1,197,090円の差額775,181円は、2014年5月に不正送金されている。

【D 社】

(入金)

2014年4月30日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	385,421

(支払)

上記入金を受けた振込は確認されていない。

なお、同日、みずほ銀座中央の通帳により、以下のATMからの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/4/30	みずほ新宿西口	385,000

2014年4月30日のAppBank社からの振込以前の残高は、410円であり、上記、引き出し後の残高は831円であることから、当該引き出しは、AppBank社からの入金金額の引き出しであると考えられる。

A氏は、上記ATMからの現金引出金額から5%の手数料を差し引いた現金を木村氏に渡したと供述している。

【C 氏】

(入金)

2014年4月30日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	402,154

(支払)

上記入金を受けた振込みは確認されていない。

なお、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/5/5	みずほ王子	382,000

上記 ATM からの現金引出金額は、AppBank 社から入金された 402,154 円の 95%である 382,046 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

【B 氏】

(入金)

2014 年 4 月 30 日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	409,515

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/3/31	IB (E 社名)	389,000

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 409,515 円の 95%である 389,039 円の百円未満端数を切り捨てた金額と一致している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2014 年 5 月 1 日に「(B 氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

タ 2014 年 5 月

【AppBank 社】

2014 年 5 月 30 日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金が確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	3,512,225
C 氏	みずほ王子	3,272,634
B 氏	りそな北浦和西口	3,294,439
E 社	—	—
A 氏	—	—

支払先	支払先銀行	金額 (円)
	計	10,079,298

D社への送金は、同日に、3送金(1,254,564円、1,254,852円、1,002,809円)に分けて行われている。

C氏への送金は、同日に3送金(955,842円、1,205,515円、1,111,277円)に分けて行われている。

B氏への送金は、同日に3送金(1,254,254円、1,025,456円、1,014,729円)に分けて行われている。

それぞれ3本に分けて送金されている。この理由について、木村氏は、当月から不正送金額が大幅に増加しているが、一つあたりの送金金額が大きいと最終承認者であるH氏に発見されてしまう可能性もあるため、分割したと供述している。また、3送金それぞれ(3口座、3送金で計9送金)は、H氏が承認をする際に閲覧する「総合振込精査表」上、3送金がまとめられて記載されているものではなくランダムに記載されている。これも発見を困難にさせるためであり、以後の月においてなされた複数の送金についても同様の理由であると供述している。

また、当月から不正送金額が大幅に増額している理由は、上記「第三 調査結果の概要 2 本件不正取引の対象取引の概要 (4) 本件不正取引の手口について イ 社外流出した資金の移動」記載のとおりである。

2014年5月に不正送金された金額10,079,298円は2014年3月に計上された自社外注費9,304,117円と本来一致するはずであるが一致していない。これは、2014年4月の不正送金が775,181円過小であったため、これを含めて(9,304,117円+775,181円=10,079,298円)送金しているためである。

【D社】

(入金)

2014年5月30日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,254,564
アップバンク (カ)	1,254,852
アップバンク (カ)	1,002,809
計	3,512,225

振込金額が大幅に増額されているが、当該送金が始まる初期の段階で、A氏は木村氏から、月額5百万円ぐらいには膨らんでいくと聞いていたため、増額したことに驚きはなかったと供述している。

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/5/30	(E 社名)	2,000,000
2014/6/2	(E 社名)	434,500
	計	2,434,500

A氏が、5月30日に全額の振込を行わなかったのは、一日の振込限度額が2百万円であるためと供述している。

なお、E社のBTMU 亀戸の通帳上、2014年5月30日に2,000,000円、2014年6月2日に434,500円の振込みが「(D社名)」からなされている。

当該振込金額の合計は、AppBank社から入金された3,512,225円の95%である3,336,613円(端数切捨て)に対し、902,113円不足している。

また、みずほ銀座中央の通帳により、以下のATMからの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/6/2	新宿西口	1,000,000
2014/6/2	新宿西口	77,000
	計	1,077,000

なお、2014年5月30日のAppBank社からの振込以前の残高は、660円であり、上記、振込、及び引き出し後の残高は521円であることから、当該引き出しは、AppBank社からの入金金額の引き出しであると考えられる。

A氏は、上記ATMからの現金引出金額を両替し、振込金額の不足額を木村氏に現金で渡しており、同日に同一支店から2度に分けてATM引き出しを行った理由については、覚えていないと供述している。

【C氏】

(入金)

2014年5月30日、みずほ王子の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	955,842
アップバンク (カ)	1,205,515
アップバンク (カ)	1,111,277
計	3,272,634

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/6/1	(E 社名)	1,110,000

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 3,272,634 円の 95%である 3,109,002 円 (円未満切り捨て) に対し、1,999,002 円不足している。

また、みずほ王子の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/5/31	みずほ王子	1,000,000
2014/6/1	みずほ王子	1,000,000
	計	

C 氏は、上記 ATM からの現金引出金額を木村氏に現金で渡したと供述している。

【B 氏】

(入金)

2014 年 5 月 30 日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,254,254
アップバンク (カ)	1,025,456
アップバンク (カ)	1,014,729
計	3,294,439

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/6/2	IB (E 社名)	3,129,700

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 3,294,439 円の 95%である
3,129,717 円の百円未満切り捨ての金額と一致する。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2014 年 6 月 2 日に「(B 氏氏名)」から同
額の振込みがなされている。

チ 2014 年 6 月

【AppBank 社】

2014 年 6 月 30 日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	3,854,721
C 氏	みずほ王子	4,033,251
B 氏	りそな北浦和西口	3,977,380
E 社	—	—
A 氏	—	—
	計	11,865,352

D 社への送金は、同日に、3 送金 (1,250,445 円, 854,584 円, 1,749,692 円)
に分けて行われている。

C 氏への送金は、同日に 3 送金 (2,010,522 円, 899,042 円, 1,123,687 円)
に分けて行われている。

B 氏への送金は、同日に 3 送金 (1,025,425 円, 1,077,640 円, 1,874,315 円)
に分けて行われている。

【D 社】

(入金)

2014 年 6 月 30 日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,250,445
アップバンク (カ)	854,584
アップバンク (カ)	1,749,692
計	3,854,721

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/6/30	(E 社名)	2,000,000

日付	振込先	金額 (円)
2014/7/1	(E 社名)	1,763,000
	計	3,763,000

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 3,854,721 円の 95%である 3,661,984 円（端数切捨て）に対し、101,016 円超過している。

A 氏は、振込金額の計算を誤ったと供述しているが、誤った内容についての具体的な説明は得られなかった。また、2 日に分けて送金がされているのは、振込限度額のためであると供述している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2014 年 6 月 30 日に 2,000,000 円、2014 年 7 月 1 日に 1,763,000 円の振込みが「(D 社名)」からなされている。

【C 氏】

(入金)

2014 年 6 月 30 日、みずほ王子の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	2,010,522
アップバンク (カ)	899,042
アップバンク (カ)	1,123,687
計	4,033,251

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/6/30	キムラトモヤ	1,500,000
2014/7/1	キムラトモヤ	2,000,000
2014/7/2	キムラトモヤ	331,000
	計	3,831,000

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 4,033,251 円の 95%である 3,831,588 円の千円未満端数を切り捨てた金額と一致する。なお、2014 年 5 月末の振込先が E 社であったのに対し、木村氏個人となっている点、C 氏は指示があったのだと思うと供述している。一方、木村氏は E 社と個人口座の使い分けはしておらず、振込口座の変更についても特段の理由はないと供述している。

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、上記振込と同日に「みずほ ニシカラグチ (C氏氏名)」から当該金額の振込みがなされている。

【B氏】

(入金)

2014年6月30日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,025,425
アップバンク (カ)	1,077,640
アップバンク (カ)	1,874,315
計	3,977,380

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/6/30	IB (E社名)	3,778,500

当該振込金額は、AppBank社から入金された3,977,380円の95%である3,778,511円の100円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2014年6月30日に「(B氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

ツ 2014年7月

【AppBank社】

2014年7月31日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D社	みずほ銀座中央	4,235,445
C氏	みずほ王子	4,743,539
B氏	りそな北浦和西口	4,876,744
E社	—	—
A氏	—	—
計		13,855,728

D社への送金は、同日に、3送金(1,593,848円、1,046,764円、1,594,833円)に分けて行われている。

C氏への送金は、同日に3送金（1,847,563円、1,697,472円、1,198,504円）に分けて行われている。

B氏への送金は、同日に3送金（1,683,472円、1,790,687円、1,402,585円）に分けて行われている。

【D社】

(入金)

2014年7月31日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,593,848
アップバンク (カ)	1,046,764
アップバンク (カ)	1,594,833
計	4,235,445

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/7/31	(E社名)	2,000,000
2014/8/1	(E社名)	2,000,000
	計	4,000,000

A氏は、7月31日に全額の振込を行わなかったのは、振込限度額が2百万円のためと思うと供述している。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2014年7月31日に2,000,000円、2014年8月1日に2,000,000円の振込みが「(D社名)」からなされている。

当該振込金額の合計は、AppBank社から入金された4,235,445円の95%である4,023,672円（端数切捨て）に対し、23,672円不足している。

また、みずほ銀座中央の通帳により、以下のATMからの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/7/31	新宿西口	100,000
2014/7/31	新宿新都心	100,000
	計	200,000

なお、2014年7月31日のAppBank社からの振込以前の残高は、778円であり、上記、振込、及び引き出し後の残高は35,791円であることから、当該引き出しは、AppBank社からの入金金額の引き出しであると考えられる。A氏は、上記ATMからの現金引出金額を両替し、振込金額の不足額を木村氏に現金で渡したており、同日に近隣の支店から2度に分けてATM引き出しを行った理由については、覚えていないと供述している。

【C氏】

(入金)

2014年7月31日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,847,563
アップバンク (カ)	1,697,472
アップバンク (カ)	1,198,504
計	4,743,539

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/8/1	キムラトモヤ	2,000,000
2014/8/2	キムラトモヤ	2,000,000
2014/8/6	キムラトモヤ	506,000
	計	4,506,000

当該振込金額は、AppBank社から入金された4,743,539円の95%である4,506,362円の1,000円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、「ミズホ ニシカワグチ (C氏氏名)」から2014年8月1日に2,000,000円、2014年8月4日に2,000,000円、2014年8月6日に506,000円の振込みがなされている。

【B氏】

(入金)

2014年7月31日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,683,472

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,790,687
アップバンク (カ)	1,402,585
計	4,876,744

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/7/31	IB (E 社名)	4,632,900

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 4,876,744 円の 95%である
4,632,906 円の 100 円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2014 年 7 月 31 日に「(B 氏氏名)」から
同額の振込みがなされている。

テ 2014 年 8 月

【AppBank 社】

2014 年 8 月 29 日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	4,825,547
C 氏	みずほ王子	4,822,451
B 氏	りそな北浦和西口	4,924,853
E 社	—	—
A 氏	—	—
	計	14,572,851

D 社への送金は、同日に、3 送金 (1,789,116 円, 1,442,948 円, 1,593,483 円)
に分けて行われている。

C 氏への送金は、同日に 3 送金 (1,592,584 円, 1,744,135 円, 1,485,732 円)
に分けて行われている。

B 氏への送金は、同日に 3 送金 (1,938,431 円, 1,847,392 円, 1,139,030 円)
に分けて行われている。

【D 社】

(入金)

2014 年 8 月 29 日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,789,116
アップバンク (カ)	1,442,948
アップバンク (カ)	1,593,483
計	4,825,547

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/8/29	(E 社名)	2,000,000
2014/9/1	(E 社名)	2,000,000
	計	4,000,000

A氏が、8月29日に全額の振込を行わなかったのは、一日の振込限度額が2百万円であるためと供述している。

なお、E社のBTMU 亀戸の通帳上、2014年8月29日に2,000,000円、2014年9月1日に2,000,000円の振込みが「(D社名)」からなされている。

当該振込金額の合計は、AppBank社から入金された4,825,547円の95%である4,584,269円(端数切捨て)に対し、584,269円不足している。

また、みずほ銀座中央の通帳により、以下のATMからの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/8/29	新宿西口	584,000
2014/8/29	新宿西口	240,000
	計	824,000

なお、2014年8月29日のAppBank社からの振込以前の残高は、17円であり、上記、振込、及び引き出し後の残高は1,132円であることから、当該引き出しは、AppBank社からの入金金額の引き出しであると考えられる。

A氏は、上記ATMから現金引出を行い、振込金額の不足額を木村氏に現金で渡しており、同日に同一の支店から2度に分けてATM引き出しを行った理由については、木村氏に渡す分の現金を数えるのが大変なので、渡す分と自身の取り分を分けて引き出したと供述している。なお、1度目の引き出しの584,000

円と木村氏に支払金額の不足額 584,269 円が近似しているため、木村氏に 584,000 円のみを支払った(すなわち、A氏は5%を若干超える手数料を得た。)のか A氏に確認したところ、おそらくそうだと思うと供述している。

【C氏】

(入金)

2014年8月29日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,592,584
アップバンク (カ)	1,744,135
アップバンク (カ)	1,485,732
計	4,822,451

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/8/29	キムラトモヤ	2,000,000
2014/9/1	キムラトモヤ	2,000,000
	計	4,000,000

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、上記振込と同日に「ミズホ ニシカワ グチ (C氏氏名)」から当該金額の振込みがなされている。

当該振込金額は、AppBank社から入金された4,822,451円の95%である4,581,328円に対し、581,328円不足する。

また、みずほ王子の通帳により、以下のATMからの引き出しを確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/8/31	みずほ王子	580,000

C氏は、上記ATMからの現金引出金額を、木村氏に渡したと供述している。

【B氏】

(入金)

2014年8月29日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,938,431

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,847,392
アップバンク (カ)	1,139,030
計	4,924,853

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/8/29	IB (E 社名)	4,678,600

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 4,924,853 円の 95%である
4,678,610 円の 100 円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2014 年 8 月 29 日に「(B 氏氏名)」から
同額の振込みがなされている。

ト 2014 年 9 月

【AppBank 社】

2014 年 9 月 30 日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	4,824,852
C 氏	みずほ王子	5,299,734
B 氏	りそな北浦和西口	5,039,484
E 社	—	—
A 氏	—	—
計		15,164,070

D 社への送金は、同日に、3 送金 (1,638,281 円, 1,447,427 円, 1,739,144 円)
に分けて行われている。

C 氏への送金は、同日に 3 送金 (1,638,282 円, 1,868,170 円, 1,793,282 円)
に分けて行われている。

B 氏への送金は、同日に 3 送金 (1,534,938 円, 1,847,342 円, 1,657,204 円)
に分けて行われている。

【D 社】

(入金)

2014 年 9 月 30 日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,638,281
アップバンク (カ)	1,447,427
アップバンク (カ)	1,739,144
計	4,824,852

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/9/30	(E 社名)	2,000,000
2014/10/1	(E 社名)	2,000,000
	計	4,000,000

A氏は、9月30日に全額の振込を行わなかったのは、振込限度額が2百万円のためだったと供述している。

なお、E社のBTMU 亀戸の通帳上、2014年9月30日に2,000,000円、2014年10月1日に2,000,000円の振込みが「(D社名)」からなされている。

当該振込金額の合計は、AppBank社から入金された4,824,852円の95%である4,583,609円（端数切捨て）に対し、583,609円不足している。

また、みずほ銀座中央の通帳により、以下のATMからの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/9/30	新宿南口	241,000
2014/9/30	新宿南口	583,000
	計	824,000

なお、2014年9月30日のAppBank社からの振込以前の残高は、431円であり、上記、振込、及び引き出し後の残高は851円であることから、当該引き出しは、AppBank社からの入金金額の引き出しであると考えられる。

A氏は、上記ATMから現金引出を行い、振込金額の不足額を木村氏に現金で渡しているが、同日に同一の支店から2度に分けてATM引き出しを行った理

由については、木村氏に渡す分の現金を数えるのが大変なので、渡す分と自身の取り分を分けて引き出したと供述している。なお、1度目の引き出しの584,000円と木村氏に支払金額の不足額584,269円が近似しているため、木村氏に584,000円のみを支払った（すなわち、A氏は5%を若干超える手数料を得た。）のかA氏に確認したところ、おそらくそうだと思うと供述している。

【C氏】

(入金)

2014年9月30日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,638,282
アップバンク (カ)	1,868,170
アップバンク (カ)	1,793,282
計	5,299,734

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/9/30	キムラトモヤ	1,980,000
2014/10/1	キムラトモヤ	2,000,000
2014/10/6	キムラトモヤ	1,067,300
	計	5,047,300

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、9/30、10/1に「ミズホ ニシカワグチ (C氏氏名)」、10/6に「ミズホ アゲオ (C氏氏名)」での当該金額の振込みがなされている。

当該振込金額は、AppBank社から入金された5,299,734円の95%である5,034,747円に対し、12,553円超過するが、C氏は、木村氏からの少額の借入を合わせて振り込んだと供述している。

【B氏】

(入金)

2014年9月30日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,534,938
アップバンク (カ)	1,847,342

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,657,204
計	5,039,484

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/9/30	IB (E 社名)	4,787,500

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 5,039,484 円の 95%である 4,787,509 円の 100 円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2014 年 9 月 30 日に「(B 氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

ナ 2014 年 10 月

【AppBank 社】

2014 年 10 月 31 日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金が確認された。

(AppBank 社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D 社	みずほ銀座中央	3,849,238
C 氏	みずほ王子	3,953,346
B 氏	りそな北浦和西口	4,059,832
E 社	—	—
A 氏	—	—
	計	11,862,416

D 社への送金は、同日に、3 送金 (1,239,483 円, 1,393,485 円, 1,216,270 円) に分けて行われている。

C 氏への送金は、同日に 3 送金 (1,393,848 円, 1,264,675 円, 1,294,823 円) に分けて行われている。

B 氏への送金は、同日に 3 送金 (1,192,383 円, 1,392,338 円, 1,475,111 円) に分けて行われている。

【D 社】

(入金)

2014 年 10 月 31 日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,239,483
アップバンク (カ)	1,393,485
アップバンク (カ)	1,216,270
計	3,849,238

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/10/31	(E 社名)	2,000,000
2014/11/3	(E 社名)	1,656,000
	計	3,656,000

A氏は、10月31日に全額の振込を行わなかったのは、振込限度額が2百万円のためと供述している。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2014年10月31日に2,000,000円、2014年11月4日に1,656,000円の振込みが「(D社名)」からなされている。

当該振込金額の合計は、AppBank社から入金された3,849,238円の95%である3,656,776円（端数切捨て）に対し、776円不足している。

A氏は、776円は木村氏に渡していないと思うと供述している。また、金額をA氏の判断で切り捨てても木村氏に何か言われたことはないと供述している。

【C氏】

(入金)

2014年10月31日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,393,848
アップバンク (カ)	1,264,675
アップバンク (カ)	1,294,823
計	3,953,346

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/11/2	キムラトモヤ	1,755,000
2014/11/4	キムラトモヤ	2,000,000
	計	3,755,000

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、11/4に「ミズホ オウジ (C氏氏名)」から1,755,000円、「ミズホ ニシカワグチ (C氏氏名)」から2,000,000円の振込みがなされている。

当該振込金額の合計は、AppBank社から入金された3,953,346円の95%である3,755,678円の1,000円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

【B氏】

(入金)

2014年10月31日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,192,383
アップバンク (カ)	1,392,338
アップバンク (カ)	1,475,111
計	4,059,832

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/10/31	IB (E社名)	3,856,800

当該振込金額は、AppBank社から入金された4,059,832円の95%である3,856,840円の100円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2014年10月31日に「(B氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

ニ 2014年11月

【AppBank社】

2014年11月28日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D社	みずほ銀座中央	3,894,848
C氏	みずほ王子	3,950,029

支払先	支払先銀行	金額 (円)
B 氏	りそな北浦和西口	4,114,369
E 社	—	—
A 氏	—	—
	計	11,959,246

D 社への送金は、同日に、3 送金 (1,438,729 円, 1,212,177 円, 1,243,942 円) に分けて行われている。

C 氏への送金は、同日に 3 送金 (1,394,835 円, 1,315,711 円, 1,239,483 円) に分けて行われている。

B 氏への送金は、同日に 3 送金 (1,480,168 円, 1,139,348 円, 1,494,853 円) に分けて行われている。

【D 社】

(入金)

2014 年 11 月 28 日, みずほ銀座中央の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,438,729
アップバンク (カ)	1,212,177
アップバンク (カ)	1,243,942
計	3,894,848

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/11/28	(E 社名)	2,000,000
2014/12/1	(E 社名)	1,698,000
	計	3,698,000

A 氏は、11 月 28 日に全額の振込を行わなかったのは、振込限度額が 2 百万円のためとであると供述している。

なお、E 社の BTMU 亀戸の通帳上、2014 年 11 月 28 日に 2,000,000 円、2014 年 12 月 1 日に 1,698,000 円の振込みが「(D 社名)」からなされている。

当該振込金額の合計は、AppBank 社から入金された 3,894,848 円の 95%である 3,700,105 円 (端数切捨て) に対し、2,105 円不足している。

また、みずほ銀座中央の通帳により、以下の ATM からの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/11/28	茅ヶ崎	195,000

なお、2014年11月28日のAppBank社からの振込以前の残高は、277円であり、上記、振込、及び引き出し後の残高は1,693円であることから、当該引き出しは、AppBank社からの入金金額の引き出しであると考えられる。A氏は、上記ATMからの現金引出金額を両替し、振込金額の不足額を木村氏に現金で渡したと思うが、覚えていない（渡していない可能性もある）と供述している。

【C氏】

(入金)

2014年11月28日、みずほ王子の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,394,835
アップバンク (カ)	1,315,711
アップバンク (カ)	1,239,483
計	3,950,029

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/12/1	キムラトモヤ	2,000,000
2014/12/2	キムラトモヤ	1,750,000
	計	3,750,000

木村氏の三井住友大宮の通帳上、上記振込とそれぞれ同日に「ミズホ ニシカワグチ (C氏氏名)」から当該金額の振込みがなされている。

当該振込金額は、AppBank社から入金された3,950,029円の95%である3,752,527円に対し、2,527円不足するが、C氏は、手数料5%のルールは継続していたはずなので、何かの貸し借りが、木村氏から上記金額で良いと言われたかではないかと供述している。

【B氏】

(入金)

2014年11月28日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,480,168
アップバンク (カ)	1,139,348
アップバンク (カ)	1,494,853
計	4,114,369

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/11/28	IB (E社名)	3,908,600

当該振込金額は、AppBank社から入金された4,114,369円の95%である3,908,650円の100円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2014年11月28日に「(B氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

又 2014年12月

【AppBank社】

2014年12月29日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D社	みずほ銀座中央	5,262,090
C氏	みずほ王子	5,365,245
B氏	りそな北浦和西口	5,325,415
E社	—	—
A氏	—	—
計		15,952,750

D社への送金は、同日に、3送金(1,752,469円、1,814,169円、1,695,452円、)に分けて行われている。

C氏への送金は、同日に3送金(1,789,274円、1,654,875円、1,921,096円)に分けて行われている。

B氏への送金は、同日に3送金(1,573,817円、1,968,856円、1,782,742円)に分けて行われている。

【D社】

(入金)

2014年12月29日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,752,469
アップバンク (カ)	1,814,169
アップバンク (カ)	1,695,452
計	5,262,090

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/12/29	(E社名)	2,000,000
2014/12/30	(E社名)	2,000,000
	計	4,000,000

A氏は、12月29日に全額の振込を行わなかったのは、振込限度額が2百万円のためであると供述している。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2014年12月29日に2,000,000円、2014年12月30日に2,000,000円の振込みが「(D社名)」からなされている。

当該振込金額の合計は、AppBank社から入金された5,262,090円の95%である4,998,985円(端数切捨て)に対し、998,985円不足している。

また、みずほ銀座中央の通帳により、以下のATMからの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/12/29	新宿西口	263,000
2014/12/30	新宿南口	998,000

なお、2014年12月29日のAppBank社からの振込以前の残高は、333円であり、上記、振込、及び引き出し後の残高は32,959円であることから、当該引き出しは、AppBank社からの入金金額の引き出しであると考えられる。

A氏は、上記ATMからの現金引出金額のうち998,000円を木村氏に渡したと思うと供述している。また、不足分985円については、渡していないと思うと供述している。

【C氏】

(入金)

2014年12月29日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,789,274
アップバンク (カ)	1,654,875
アップバンク (カ)	1,921,096
計	5,365,245

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/12/30	キムラトモヤ	1,090,000
2014/12/31	キムラトモヤ	1,980,000
2015/1/2	キムラトモヤ	2,000,000
	計	5,070,000

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、2014/12/30に「ミズホ アゲオ (C氏氏名)」から1,090,000円、2015/1/5に「ミズホ アゲオ (C氏氏名)」から1,980,000円、「ミズホ オオミヤ (C氏氏名)」から2,000,000円の振込みがなされている。

当該振込金額は、AppBank社から入金された5,365,245円の95%である5,096,982円の1,000円未満端数を切り上げた金額と一致する。C氏は、切り上げとなった理由はわからないと供述している。

【B氏】

(入金)

2014年12月29日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,573,817
アップバンク (カ)	1,968,856
アップバンク (カ)	1,782,742

入金先	金額 (円)
計	5,325,415

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2014/12/29	IB (E 社名)	5,000,000
2014/12/29	IB (E 社名)	59,100

振込を2本に分けて行ったのは、1回の振込限度額が5,000,000円だったためであると思うとB氏は供述している。E社への振込額が5,000,000円を超過したのは2014年12月29日の振込みが初回である。なお、この後、振込限度額引き上げにより、2015年1月30日では1回の振込金額が5,000,000円を超えている。

当該振込金額は、AppBank社から入金された5,325,415円の95%である5,059,144円の100円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2014年12月29日に「(B氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

ネ 2015年1月

【AppBank社】

2015年1月30日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D社	みずほ銀座中央	6,122,546
C氏	みずほ王子	6,059,184
B氏	りそな北浦和西口	5,820,451
E社	—	—
A氏	—	—
	計	18,002,181

D社への送金は、同日に、3送金(2,391,302円, 1,837,462円, 1,893,782円)に分けて行われている。

C氏への送金は、同日に3送金(2,019,821円, 2,110,991円, 1,928,372円)に分けて行われている。

B氏への送金は、同日に3送金（1,956,456円、1,854,215円、2,009,780円）に分けて行われている。

【D社】

(入金)

2015年1月30日、みずほ銀座中央の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	2,391,302
アップバンク (カ)	1,837,462
アップバンク (カ)	1,893,782
計	6,122,546

(支払)

みずほ銀座中央の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2015/1/31	(E社名)	2,000,000
2015/2/3	(E社名)	2,000,000
	計	4,000,000

A氏は、複数日に渡って振込を行ったのは、振込限度額が2百万円のためであると供述している。

なお、E社のBTMU 亀戸の通帳上、2015年2月2日に2,000,000円、2015年2月3日に2,000,000円の振込みが「(D社名)」からなされている。

当該振込金額の合計は、AppBank社から入金された6,122,546円の95%である5,816,418円（端数切捨て）に対し、1,816,418円不足している。

また、みずほ銀座中央の通帳により、以下のATMからの引き出しが確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2014/1/31	新宿南口	306,000
2014/2/2	新宿南口	1,000,000
2014/2/3	新宿南口	815,000

なお、2014年1月30日のAppBank社からの振込以前の残高は、596円であり、上記、振込、及び引き出し後の残高は33,462円であることから、当該引き出しは、AppBank社からの入金金額の引き出しであると考えられる。A氏は、上記ATMからの現金引出金額のうち1,815,000円を木村氏に渡したと思うと供述している。また、不足分1,418円については、渡していないと思うと供述している。

【C氏】

(入金)

2015年1月30日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	2,019,821
アップバンク (カ)	2,110,991
アップバンク (カ)	1,928,372
計	6,059,184

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2015/1/31	キムラトモヤ	2,000,000
2015/2/2	キムラトモヤ	2,000,000
2015/2/3	キムラトモヤ	700,000
	計	4,700,000

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、「ミズホ ニシカワグチ (C氏氏名)」から2015年2月2日に、2,000,000円の振込が2本、2月3日に700,000円の振込みがなされている。

当該振込金額は、AppBank社から入金された6,059,184円の95%である5,756,224円に対し1,056,224円不足する。

また、みずほ王子の通帳により、以下のATMからの引き出しを確認された。

日付	支店名等	引出金額 (円)
2015/2/1	みずほ王子	1,000,000

C氏は、上記ATMからの現金引出金額を木村氏に渡した点、及び差額は不明と供述している。

【B氏】

(入金)

2015年1月30日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	1,956,456
アップバンク (カ)	1,854,215
アップバンク (カ)	2,009,780
計	5,820,451

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みを確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2015/1/30	IB (E社名)	5,529,400

当該振込金額は、AppBank社から入金された5,820,451円の95%である5,529,428円の100円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

なお、E社のBTMU亀戸の通帳上、2015年1月30日に「(B氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

ノ 2015年8月

【AppBank社】

2015年8月31日、みずほ兜町の通帳により、以下の送金を確認された。

(AppBank社→社外流出)

支払先	支払先銀行	金額 (円)
D社	—	—
C氏	みずほ王子	259,274
B氏	りそな北浦和西口	573,817
E社	—	—
A氏	—	—
計		833,091

【C氏】

(入金)

2015年8月31日、みずほ王子の通帳により以下の入金を確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	259,274

(支払)

みずほ王子の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2015/8/31	キムラトモヤ	246,000

なお、木村氏の三井住友大宮の通帳上、同日に「ミズホ ニシカワグチ (C氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 259,274 円の 95%である 246,310 円の千円未満を切り捨てた金額と一致する。

【B氏】

(入金)

2015年8月31日、りそな北浦和西口の通帳により以下の入金が確認された。

入金先	金額 (円)
アップバンク (カ)	573,817

(支払)

りそな北浦和西口の通帳により以下の振込みが確認された。

日付	振込先	金額 (円)
2015/8/31	IB (E社名)	545,100

当該振込金額は、AppBank 社から入金された 573,817 円の 95%である 545,126 円の 100 円未満端数を切り捨てた金額と一致する。

なお、E社のBTMU 亀戸の通帳上、2015年8月31日に「(B氏氏名)」から同額の振込みがなされている。

(6) 本調査委員会の調査で判明した事実関係

ア 本件不正取引の主体的関与者及び不正金額

本件不正取引は、AppBank 社の AppBank Network 事業に関する支払業務を担当していた木村氏により実行された不正送金を手口とする横領行為であり、不正送金は木村氏の近いもの 3 名 (A 氏, B 氏, C 氏), 及び近いものにより設立された法人 (D 社), 並びに木村氏により設立された法人 (E 社) に対し実行された。

不正送金は、2013年3月29日に第1回目が実行され、以降2015年1月まで、毎月末の支払時に実行されている他、2015年2月～7月の月末支払時には実行されず、最後2015年8月31日の支払時に実行されている。

AppBank社から協力者への不正送金額は、合計で148,691,476円である。さらに協力者からE社もしくは木村氏への送金が通帳により確認できた金額は、126,381,646円（AppBank社から直接E社に振り込まれているもの4,154,439円を含んでいる。）である。不正送金の受領者である協力者に対し、支払われた金銭は、振込もしくは現金による手渡しにより、E社及び木村氏個人口座に移動していることが通帳及び協力者、木村氏へのインタビューにより確認されている。協力者は手数料として約5%を受領し、これを差し引いた金額をE社及び木村氏に渡していたと供述しているが、全てが振込みにより処理されているのではないため、通帳記録をもって、約5%を差し引いた金額がE社もしくは木村氏に渡っていることは確認できなかったが、協力者はAppBank社から振り込まれた金額の約5%を得て、残額は木村氏に渡っているとの供述を木村氏及び協力者全員から得ている。

AppBank社から協力者へ不正送金された金額、及び協力者からE社及び木村氏へ振込まれた金額は以下のとおりである。なお、C氏、D社については振込みの割合が95%よりも低いのが、現金による授受があると供述しており、実際AppBank社からの振込の後に多額の現金引き出しがある。

(単位：円)

協力者	AppBank社⇒協力者	E社, 木村氏への振込	振込割合
A氏	2,980,802	2,831,759	95%
B氏	47,751,395	45,362,100	95%
C氏	47,128,019	36,520,300	78%
D社	46,676,821	37,513,048	80%
E社	4,154,439	4,154,439	100%
合計	148,691,476	126,381,646	85%

イ 不正資金の使途

E社及び木村氏の通帳記録によると、不正送金を受けた後、現金で引き出されていることが多いがこの点、木村氏は、銀行に預金として預けておくことに不安があるため現金で手元に置いており、多いときで数千万円が手元にあったと供述している。本調査委員会としては、現金で引き出された後の資金使途の特定は、本人の供述によることしかできず、判明した資金使途は限定的である。

- ① AppBank 社及び W 社入社以前に行っていた自営業時代の税金の滞納による差し押さえを受けたことによる税金支払 21,936,828 円
- ② M 氏への貸付金 10,000,000 円（2013 年の PA 社の設立資金 5,000,000 円、及び 2015 年の PB 社の設立資金 5,000,000 円）

通帳記録からは、知人への貸付けのための振込が総額で数百万円あるが、木村氏はこれらの多くが返済済みと供述している。また、遊興費としての費消もあるが、木村氏は多くて 1 千万円程度と供述（その後、上申書では、仮計算として 22,500,000 円としている。）している。しかし、木村氏の PC から発見された Skype 記録から、10 数人でキャバクラを 2 軒まわり、316 万円を使ったとの内容のものも確認されており、また、AppBank 社の複数の社員の方から、木村氏は毎晩のように同僚を連れてキャバクラに行き、支払は全て木村氏がしていた等、派手な遊興を行っていたとする証言が多数確認されている。この事実から、使途が判明しない金銭の多くが、遊興費に費消された可能性も否定できないと考えられる。なお、派手な遊興の資金源について、AppBank 社の複数の方が、木村氏に尋ねているが、木村氏は一様に、以前行っていたビジネスで稼いだ資金があると話していたと証言している。

なお、木村氏は、クレジットカードを使用しておらず常に現金で支払っていたと供述しており、木村氏の通帳記録からは、クレジットカードを使用している形跡はされなかったこと、及び木村氏に連れられて遊興していた AppBank 社社員から木村氏はいつも現金で支払いをしており、クレジットカードは使わないと発言していた旨の証言を得ていることから、木村氏の供述の信用性は高いと考えている。

また、本調査委員会は、資金使途について、木村氏から上申書を受領しており、上記のほか、以下の支払が記述されているが、本調査委員会は、事実確認が行えなかった。

- ・税金（県税，区税等） 約 225 万円
- ・O 氏への貸付 約 1,200 万円
- ・恐喝 約 3,000 万円～3,500 万円

ウ 不正送金開始の動機

木村氏は、2012 年 10 月から 12 月の会計処理を担当していた LD 氏の誤った処理により、支払先のない債務が計上されており、また、2013 年 1 月以降も自身で同様の誤った処理を継続したことから、膨れ上がってしまう買掛金債務を処理すべく不正送金を開始したと供述している。なお、会計記録からは、木村氏の供述どおり、2012 年 10 月、11 月、12 月において自社外注費に相当する金額だけ買掛金債務が過大に計上されていることが確認できている。

2012年10月から12月分の誤計上に関して修正処理を行わず、逆に同様の誤計上を継続した後、不正送金によって買掛金債務を処理する手法を取った理由について、木村氏は、LD氏による誤った処理が判明することでLD氏の立場が悪くなるのを避けたかったと供述しているものの真意は不明である。しかしながら、木村氏がLD氏の処理ミスを奇貨として不正行為を開始したと強く推認される。

なお、本調査委員会としてLD氏へのインタビューを試みたが、LD氏を当時派遣していた派遣会社から、個人情報の開示を拒まれたため、連絡先が判明せずインタビューの実施は行えなかった。

エ 不正送金の終了

2013年3月より行われた不正送金が最終的に終了したのは2015年8月であるが、2015年8月の手口は、計上された自社外注費分の買掛金を払い出すのではなく、単にメディアパートナーへの支払時に併せて目立たない金額を追加で不正送金しているに過ぎず、よって、自社外注費を利用して高額な不正送金を行う手口は、2015年1月の送金で終了している。不正送金が終了した経緯について、木村氏は、2015年の1月に持病が発病したことにより、その前後の期間の記憶がほとんどないが、常に止めようと考えていたので、特に理由もなく止めたのだと思うと供述している。本調査委員会は、木村氏自身が有利となるような内容についても記憶がないと供述していることから、病気のため、この時期の記憶がほとんどないという木村氏の供述の真実性は高いと考えている。

一方、本調査委員会は、木村氏の当時の行動状況から不正送金を止めた経緯は以下であると思料する。

2015年1月送金は2014年11月分の自社外注費計上分の支払である。したがって、2014年11月の自社外注費の計上時（2014年12月上旬）前後に発生した何らかの事象が不正を止めた契機となった可能性があると思われるところ、2014年11月25日から12月上旬にかけて断続的にDTTによる会計監査が行われていたことが判明した。DTTによる会計監査の対象には、AppBank Network事業のウォークスルーが含まれていた。木村氏はDTTにAppBank Network事業の一連の書類を提示し、概要の説明をした。

DTTによるウォークスルーの対象時期は、2014年9月計上分（すなわち2014年11月支払分）であった。2014年9月の自社外注費見合いとして不正計上されている債務の支払（送金）手続きは2014年11月後半に行われた。銀行へ提示する計上支払リストには通常は協力者（B氏、C氏、D社）の氏名が記載されているが、2014年9月（11月末送金）のみ、架空の個人名口座名で記載されており、

協力者の氏名等が隠ぺいされている。その後、木村氏は、銀行から架空の個人名口座への送金がエラーとなった旨の連絡を受け、銀行に対し Fax にて B 氏、C 氏、D 社の氏名、口座番号等を銀行に伝え、こちらに送金するよう指示をすることで不正送金をしているが、当然ながら、送金エラーが発生したことは DTT には開示されていない。このことから、木村氏が、DTT のウォークスルーについて、少なからず動揺をしていたことは疑いの余地はなく、また、この時期は上場に向けて、内部統制が強化されつつあるのに加え、会計監査も厳格さを増してきている時期であった。本調査委員会は、木村氏は、このような環境変化のもと、これ以上隠すのは困難と考え、2014 年 11 月の計上（2015 年 1 月支払）をもって不正行為を止めたものと思料する。

なお、この後行われる 2015 年 8 月にも不正送金は、自社外注費分の全額を不正送金する手口とは異なり、銀行への送金依頼資料に、単純に協力者口座を加えるという手口により行われている。

オ 協力者の共謀の有無

(ア) A 氏

A 氏は、2013 年 3 月に自身の父親の看病の件で、同様の状況にあった木村氏と話がしたくなり数年ぶりに木村氏と連絡を取った際に本件行為への関与を提案された。もっとも、A 氏は、不正行為への関与を求められたのではなく、木村氏からは、「すごく稼いでいるアフィリエイトの人がいるが、あまり自分の名前をだしたくないので、口座を通させてほしい、5%の手数料を受け取ることができる。」と言われた。

A 氏はこれに応じ、A 氏と D 社の口座を提供した。その後、当時勤務していた会社に不満がある旨、木村氏に伝えたところ、AppBank 社で経理人材を探しているかどうかとのオファーを受け、2013 年 6 月後半に AppBank 社に入社した。A 氏のみずほ青山口座を経由する不正送金は 2013 年 7 月を最後としており、これは A 氏が AppBank 社に入社するにあたり、副業をすべきでないと感じたためであると説明されているが、A 氏が代表取締役を務める D 社経由のルートは継続している。この点、A 氏に確認したが、「個人の副業は問題だが、D 社は法人なので問題がないと思った。」と発言する一方、D 社の日本政策金融公庫に対する借入返済は月 3 万円であるが、これを超える手数料を得た際には、A 氏は現金で出金している。A 氏によると、これらの出金は、以前に個人から D 社に貸した貸付金の返済を受けていると述べているが、不正送金が行われた時期において D 社にビジネス実態はなく、個人貸付の返済原資が本件不正取引による手数料だけであったことを勘案すると、A 氏の上記供述はおよそ合理性を欠いたものというべ

きである。

A氏が、AppBank社の経理部員であったことを踏まえると、A氏個人口座、D社への送金がAppBank社から行われているものであることを知っていたのであれば、少なくとも実体のある取引によるものではないと認識できていたことは明らかであり、また、それが不正に送金されているものとするのが通常であると思料する。ただし、A氏は、矛盾点が存在するもののインタビューにおいて一貫して送金元がAppBank社であることを知らなかったと発言している。

なお、A氏の資金使途であるが、供述によると、遊興費、生活費などに充てられたと供述している。通帳を調査したところ手数料受領後に現金化していることから、本調査委員会では最終的な使途について特定することはできなかった。手数料受領時に、現金引出の頻度が上がっている部分もあることから、多くは遊興費や生活費として費消されたものと思料する。

(イ) C氏

2013年3月の不正送金直前に木村氏から「すごく稼いでいるアフィリエイトの人がいるが、あまり自分の名前をだしたくないので、口座を通させてほしい、5%の手数料を受け取ることができる。」と言われ関与することになった。木村氏を信頼していることもあり、AppBank社からの振込みであることは把握していたが、当該行為が不正行為に加担しているということを考えたことはないと供述している。

送金額は木村氏からメールで連絡があり、木村氏口座への振込、E社口座への振込もしくは木村氏に現金で渡していとC氏は供述している。その配分については特段の理由はなく、木村氏と会えるときには、手渡しをしており、会えない日は振り込んでいるようである。

C氏の資金使途であるが、供述によると、遊興費、生活費などに充てられた。通帳を調査したところ手数料受領後に現金化していることから、本調査委員会では最終的な使途について特定することはできなかった。手数料受領時に、現金引出の頻度が上がっている部分もあることから、多くは遊興費や生活費として費消されたものと思料する。

(ウ) B氏

C氏同様、2013年3月の不正送金直前に木村氏から「すごく稼いでいるアフィリエイトの人がいるが、あまり自分の名前をだしたくないので、口座を通させ

てほしい、5%の手数料を受け取ることができる。」と言われ関与することになった。木村氏を信頼していることもあり、AppBank 社からの振込みであることは把握していたが、当該行為が不正行為に加担しているということを考えたことはないと B 氏は供述している。木村氏が不正行為を中断していた 2015 年 3 月 31 日の以下の SMS のやり取りからも本件行為が木村氏が実行している不正行為であることは把握していなかったものと思料する。

なお、送金額は木村氏からメールで連絡があり、手数料 5%を除いた 95%の百円未満を切り捨てた金額を E 社に振込んでいた。

B 氏の資金使途であるが、供述によると、遊興費、生活費などに充てられていた。通帳を調査したところ手数料受領後に現金化していることから、本調査委員会では最終的な使途について特定することはできなかった。手数料受領時に、現金引出の頻度が上がっている部分もあることから、多くは遊興費や生活費として費消されたものと思料する。

3 本件不正取引以外の社外流出資金の有無及び社外流出資金の AppBank 社への還流の有無について

その他の支払取引に係る社外流出資金の有無及び社外流出資金の AppBank 社への還流の有無について以下の手順で調査を行った。

(1) 木村氏の周辺人物の特定

以下の方法により、木村氏の周辺人物を特定する手続きを行った。

ア メール、SMS 及びチャット分析

デジタルフォレンジック調査によって、AppBank 社が木村氏、A 氏に貸与していたパーソナルコンピュータに保存されていた電子データの内容（電子メール、チャット（スカイプ）、その他のファイル）及び木村氏、A 氏から任意提出を受けた携帯電話に保管されている電子データの内容（電子メール、SMS、その他のファイル）について分析を行った結果、特定された個人及び企業。

イ 通帳記録

木村氏、A 氏、B 氏、C 氏、D 社、E 社の通帳に記録されている人物、企業のうち、本調査委員会が重要と判断したもの。

ウ 関係者へのインタビュー

本件不正実行者及び関係者へのインタビュー過程において挙げられた人物、企業

(2) 社外支払に関する調査

本件不正取引以外で、AppBank 社が社外への支払を行う際に利用している銀行口座からの振込の有無を以下の観点で確認した。

- ・ 木村氏及び本件不正取引での送金先（A 氏、B 氏、C 氏、D 社、E 社）への支払の有無
- ・ 「(1)木村氏の周辺人物の特定」で把握された人物、企業等への支払の有無
- ・ AppBank 社（子会社含む）の役員及び従業員への不適切な支払の有無

以上の観点で支払取引の有無を確認した後、分析をしたが、不正と認定される社外流出は確認されなかった。また、上記分析では木村氏が取締役を務める PA 社が対象に含まれているが、PA 社については AppBank 社との業務委託契約書と請求書を確認した。その結果、取引単価や請求内容について違和感は無かった。

(3) 給与支払に関する調査

AppBank 社の給与システムに登録されている支払先と支払額について 2 カ月分をサンプル取得し、それを銀行より取得した給与振込明細と突合し、齟齬が無いことを確認したが、特段の問題は発見されなかった。

(4) 収益に関する調査

本件不正取引によって外部に流出した資金について AppBank 社への還流の有無を、以下の観点で確認したが、特段の問題は発見されなかった。

- ・ 木村氏及び本件不正取引での送金先（A 氏、B 氏、C 氏、D 社、E 社）からの AppBank 社への入金
- ・ 上記ア以外で、「(1)木村氏の周辺人物の特定」で把握された人物、企業等からの AppBank 社への入金の有無

なお、調査対象期間内の 2012 年 1 月から 2013 年 9 月においては、BTMU 原宿の口座を用いて社外への支払を行っていたが、現在は解約している。当時の通帳は AppBank 社より入手したが、各取引先等への振込額が総額で表示されており、銀行より振込履歴の取得を試みたが、解約していることを理由に取得できなかった。従って、当該期間における全ての振込の履歴は確認できていない。

4 本件不正取引が行われた背景・原因及び責任等について

前述の通り、本件不正取引は、AppBank Network 事業の支払業務を通じて実行された。本件不正取引が可能となった背景及び原因等について、AppBank 社の業務フロー毎の内部統制や管理体制等の状況から検討する。

(1) AppBank Network 事業以外の業務フロー及び内部統制について

ア 各担当者の事前の申請稟議承認

AppBank 社では、稟議規程及び職務権限表に基づき、30,000 円以上の購入又は経費支払について、各担当者が「購入稟議」、「契約稟議」等の各種所定の稟議申請（なお、現在「X-point」という Web による申請及び承認システムとなっている。）を行い、管理部上長及び AppBank 社 CFO H 氏への回付及び決裁を必要としている。

この点、H 氏によると、申請稟議の内容についてはもちろんのこと、30,000 円未満の交通費等の少額経費決裁（AppBank 社では「楽楽精算」というシステムで申請する。）についても全件確認の上決裁を行っており、業務への緊張感を持たせるためにも合理性のない費用の決裁は一切行わないという考えのもと、必ず全件チェックを行っている。

イ 管理部による証憑チェック及び費用計上仕訳

各事業部担当者は、仕入先や外注先等の取引先から納品書又は請求書等を受領し、管理部担当者へ回付する。管理部担当者は、回付された納品書や請求書等に基づき会計システムである勘定奉行へ仕入や外注費等の費用並びに債務の計上仕訳を入力する。

なお、AppBank 社では、AppBank Network 事業以外の支払件数が少ないことを前提とし、請求書を管理部へ回付するにあたり各事業部の上長承認プロセスはない。

なお、K 氏へのインタビューによると、管理部担当者が、各種稟議書について、全件経理部に回付されたかどうかの消し込み確認を四半期毎に行っており、概ね 30 件程度という直近の月次申請稟議書規模であれば、申請稟議書案件の計上漏れ及び誤りのフォローは全件査閲できる件数である。

ウ インターネットバンキングへ振込データを登録しダブルチェック

AppBank 社の仕入や外注費等の費用の支払は、通常月末締め翌月末支払となっている。管理部入力担当者は、支払期日直前に、インターネットバンキング

にアクセスし、前月末に買掛金や未払金等の債務として計上した仕訳データに基づき振込データを取引先毎に手入力で登録し、登録された振込データを「総合振込精査表」として出力する。

入力担当者は、「総合振込精査表」と納品書や請求書等の支払先・支払日・支払額・支払先口座の入力を全件チェックした後、再度別の担当者が「総合振込精査表」と納品書や請求書等を全件ダブルチェックとして行う。ダブルチェック後、入力担当者と別の担当者の2名は「総合振込精査表」に確認印を押印する。

なお、設立直後から2014年6月まで、これらの業務を木村氏が一人で行っていたが、事業規模の拡大に併せ管理部担当を増強し、2014年7月以降は前述のとおりダブルチェック体制となっている。

エ AppBank 社 CFO H 氏による支払承認

管理部担当者は、ダブルチェック後にインターネットバンキングの総合振込精査表のデータを H 氏へ承認申請する。H 氏は、申請された振込依頼について、総合振込精査表の画面と承認した稟議書（X-point）及び経費精算（楽楽精算）の画面等を再確認しながら振込申請内容の妥当性を確認し、最終承認を行う。これにより、指定日に振込処理が実行される。

なお、インターネットバンキングの振込承認のためのパスワードは、H 氏のみ把握している。

オ 支払仕訳の計上

管理部担当者は、総合振込精査表の承認後、総合振込精査表に基づき支払仕訳を勘定奉行に入力する。

カ 担当者の変遷状況

上記アからオに沿った各期間の担当者は、以下のとおりである。

(AppBank Network 事業以外の担当者の変遷)

期間	稟議最終承認	会計伝票起票	ダブルチェック	支払最終承認
設立から 2014年6月	H 氏	木村氏	—	H 氏
2014年7月から 2015年3月	H 氏	A 氏 K 氏	木村氏	H 氏
2015年4月から 2015年11月	H 氏	K 氏 LC 氏	派遣社員	H 氏

(2) AppBank Network 事業の業務フロー及び内部統制について

ア 事業部担当者による発生データの取得及び計上支払データの作成

メディア事業部の担当者は、10日間毎にX社の広告料管理システムである「X社システム」にアクセスし、メディアパートナー別の広告収入額等の発生データをダウンロードする。

発生月の翌月初旬にメディア事業部の担当者は、上記月次発生データをAppBank社で作成したエクセルのマクロツールにコピーし、マクロを実行させる。これにより、前月分までメディアパートナーに対して未払になっている報酬額と当月に発生したメディアパートナーへの報酬額とが合算され、メディアパートナー別の要支払報酬累計額が算出されるので、次に、その累計が10,000円以上になったメディアパートナーを抽出し、メディアパートナーの支払口座情報を付加したデータを「計上支払データ」として取り纏める。

ちなみに、「X社システム」の元データを改ざんすることは不可能であるが、ダウンロードデータは単なるエクセルデータとなっており、「計上支払データ計上支払データ」として取り纏める過程においてデータを書き換えることは可能な状況であったと言える。

なお、発生データには、AppBank社が独自で開発・運営しているアプリによる広告収入額が含まれており、これは、他のメディアパートナーへの支払とは異なり、所謂自社外注費であって外部への支払が発生しない。したがって、本来、当該自社外注費については、メディアパートナーへの支払を管理する「計上支払データ計上支払データ」には不要なデータであるが、メディア事業部で支払データを作成する時点で当該データの削除は行われていない。

この理由についてK氏に確認したところ、メディア事業部の担当者は特に意識することなくX社の生データをそのまま残して作成していた。ただし、2014年12月分から当該自社外注費分の広告収入額のデータ行は削除されている。

イ 管理部担当者による開発外注費計上

メディア事業部の担当者は、作成した「計上支払データ」を月次決算時に管理部担当者含め、管理部財務経理グループ（現、管理部財務企画グループ）全員へメールで送信する。この際、当該データはH氏にも回付されており、H氏は、回付される都度当該データに目を通している。

管理部担当者は、同データに基づき、以下の計上仕訳を勘定奉行に入力する。

(売上計上)

「計上支払データ」に基づき、自社外注費に相当する AppBank 社分を含めた当月発生合計額を 60/75 (80%) で割り戻し、当該金額を当該月次売上高として仕訳入力する。

(開発外注費計上)

「計上支払データ」に基づき、当月発生分のうち AppBank 社の金額(自社外注費分)を除外した合計金額を算出し、開発外注費として計上仕訳を入力する。ただし、上記「第三 調査結果の概要 2 本件不正取引の対象取引の概要 (4) 本件不正取引の手口について」記載のとおり、本件不正取引に関しては、本来除外すべき自社外注費分を除外せず、当月発生分の総合計金額をもって開発外注費として仕訳を入力する。

なお、仕入や外注費等の費用を計上する際に計上される買掛金や未払金等については、勘定奉行において支払相手先別に残高管理がなされている。その一方で、上記開発外注費を仕訳入力する際には、メディアパートナーの件数が多いこともあって、設立当初より各メディアパートナー別に入力するのではなく開発外注費の合計額をもって買掛金を一括計上しており、メディアパートナー別の未払残高管理がなされていない。したがって、「計上支払データ」の内訳を改ざんされたとしても、当該改ざんを管理簿等で検証することはできなかったと言える。

ウ インターネットバンキングへ登録

AppBank Network 事業に係るメディアパートナーへの支払は、通常月末締め翌々月末 (2 カ月後) 支払となっている。そこで、管理部では、支払月の下旬頃に、「計上支払データ」に基づき支払のためのテキストデータ(「計上支払データ」)を作成し、メールにて管理部財務経理グループ (現、管理部財務企画グループ) 全員に当該テキストデータが共有された後、インターネットバンキングに当該テキストデータをアップロードすることにより「振込精査一覧表」として「振込データ」を作成している。

この際、上記「第三 調査結果の概要 2 本件不正取引の対象取引の概要 (4) 本件不正取引の手口について」記載のとおり、木村氏は、「計上支払データ」における自社外注費分を除外せずにテキストデータを作成し、その総合計金額を変えないことなく、すなわち「計上支払データ」の総合計金額と一致させたまま、支払先内訳だけを書き換えることにより自社外注費に相当する金額の不正送金を行っていた。

なお、インターネットバンキングにおける「振込データ」の作成は、2014年6月までは木村氏自身が行っていたが、それ以降は別の担当者に引き継がれている。ただし、「振込データ」の作成担当者は、「計上支払データ」を単純変換しただけのテキストデータをインターネットバンキングに「流し込む」だけで業務が完了するはずであるという認識だったことから、当該テキストデータが改ざんされるリスクに思いが至らず、「計上支払データ」と「総合振込精査表」との内訳の照合を全く行っていなかった。総合計金額の確認はしていたが、木村氏がテキストデータの総合計金額を変えずに支払先内訳だけを書き換えていたという状況から、当該書き換えを防止又は発見することはできなかったと思料する。

エ AppBank 社 CFOH 氏による支払承認

管理部担当者は、総合振込精査表のデータを H 氏へ承認申請する。H 氏は、申請された振込依頼について、総合振込精査表の画面で振込合計額を確認し、最終承認を行う。これにより、指定日に振込処理が実行される。

なお、上記（1）のとおり、AppBank Network 事業以外の支払承認においては、事前に承認した稟議申請等から取引先の属性、取引内容及び支払額等の合理性を確認することができるが、AppBank Network 事業のメディアパートナーへの支払承認の際には、元データが X 社の「X 社システム」からダウンロードしただけのもので、取引先の属性や取引内容等の事前情報が存在しないことから、各メディアパートナーへの支払額の合理性を確認する手段はなかったと言える。

したがって、支払承認を行う際の H 氏による確認は、総合振込精査表の全ページに目を通すものの、振込総合計額の増減に係る異常性の確認と個々のメディアパートナーへの支払額が高額になっている等の異常性の確認に留まっていた。しかしながら、木村氏が本件不正取引を実行するに当たり総合振込精査表の並び順が金額順でも 50 音順でもなかったことを利用し、

- ・一つの振込先に対して、送金を 3 つに分けることで一つあたりの送金金額を少額にする
- ・同一ページに同一の送金先が入らないよう、3 つに分けた送金先をそれぞれ別のページに表示されるようにする

といった隠蔽工作を施していたこともあり、H 氏は、振込データの不自然さに気づくことはできなかったものと思料する。

さらに、H 氏は、本件不正取引の実行者である木村氏の業務に対する責任感の強さ・粘り強さ・他の事業部担当者への綿密なフォロー等、管理業務全般に全幅の信頼をおけると評価していたことから、木村氏が AppBank Network 事

業に係る支払業務のうち「計上支払データ」の作成を同氏が AppBank 社を離れる 2015 年 8 月まで一貫して担当していたことについて、特に問題を感じなかったと発言している。

オ 支払仕訳の計上

管理部担当者は、総合振込精査表の承認後、総合振込精査表に基づき支払仕訳を勘定奉行に入力する。

なお、上記イ記載の通り、勘定奉行にはメディアパートナー毎の買掛金債務の計上は行われていないため、支払後の買掛金債務の消し込みも合計金額にて勘定奉行に入力されている。

カ 担当者の変遷状況

管理部において、勘定奉行への仕訳入力やインターネットバンキングへの振込データ登録等は、担当者の変更があったものの、「計上支払データ」を確定し、テキストデータである「計上支払データ」を作成する作業は、最後に不正送金が行われた 2015 年 8 月まで一貫して木村氏が担当しており、それには木村氏が積極的に働きかけをしていた。

担当者の変遷の状況に係る詳細は、以下のとおりである。

木村氏は、2014 年 6 月まで継続して支払データの作成から会計データの入力までのすべての業務を行っていた。

2014 年 7 月に A 氏に会計データの入力とインターネットバンキングへの振込データ登録に係る業務が引き継がれている。A 氏によると、業務を引き継ぐにあたり業務内容の説明を受けたが、十分に理解ができなかったこともあり、計上支払データに自社外注費分が含まれていることや、それによって開発外注費が過大計上されてしまうことについて疑問を抱くことも無く、単純に「計上支払データ」に表示されている合計額を計上すればよいと理解していた。この点、業務内容を理解することと、仕訳処理にあたり「計上支払データ」のどの金額を使うのかは直接の関連はなく、A 氏が木村氏から自社外注費分も含めて仕訳計上するよう指示された可能性も否定できない。ちなみに、木村氏は A 氏にどのような引継ぎをしたのか記憶にないと供述している。

その後、2015 年 3 月に A 氏の業務は K 氏に引き継がれた。A 氏によると、A 氏も K 氏に業務を引き継ぐにあたり説明を行ったが、A 氏自身が業務内容を十分に理解していなかったこともあり、計上支払データに表示されている合計額を単純に計上していたという事実だけを説明した。

一方、K氏によると、その後、K氏が自身の理解を確認するために過去分の支払計上データを見直した際に、過去の計上額には自社外注費が含まれていることに気づき、その理由を確認したがメディア事業部の担当者からは回答を得られなかった。そこで、当時の業務を担当していた木村氏に電話で確認を行ったところ、木村氏はAppBank社のデータ行(いわゆる自社外注費分)に表示されている金額は、実際は複数のメディアパートナーの報酬額の合算値であると虚偽の説明をした。ただし、業務引き継ぎ直後のK氏も、当時は当該木村氏の説明が虚偽であると気づくことができるほど業務内容を理解していたわけではなかった。

(AppBank Network 事業の開発外注費の担当者の変遷)

期間	計上支払データ作成	支払データ作成	支払データ登録	仕訳処理担当	支払最終承認
設立から 2014年6月	メディア事業部	木村氏	木村氏	木村氏	H氏
2014年7月から 2015年2月	メディア事業部	木村氏	A氏	A氏	H氏
2015年3月から 2015年8月	メディア事業部	木村氏	K氏	K氏	H氏
2015年9月以降	メディア事業部	LC氏	K氏	K氏	H氏

(*) 途中2012年10月から12月まで期間、一時的に木村氏は担当を離れていた。(「第三 調査結果の概要 2 本件不正取引の対象取引の概要 (5) 本件不正取引の経緯」参照)

(3) AppBank 社における業績管理の状況について

AppBank社では、「月次予算実績差異分析管理シート¹」に基づき全社的な業績管理を行っており、月次のグループ経営会議にて各事業の進捗状況がモニタリングされるとともに、月例の取締役会においては予算と対比する形で全社的な業績が報告されている。しかしながら、事業部内のプロジェクト別に業績を管理し、定期的に経営陣に報告されるという体制にはなっていない。

なお、本件不正取引は、AppBank Network 事業に係る開発外注費を水増し計上し、それにより計上された架空の買掛金を払い出す形で行われていたことから、当該事業に係る利益率は想定より低くなっていた。しかしながら、その点は明確には把握されず、グループ経営会議におけるメディア事業部長による

¹ メディア事業の売上については、「B2B」「広告プラットフォーム」「アプリ」「動画」と分類されているが、売上原価は、全社合計で一本となっている。

業績報告も、基本的に全社的な「月次予算実績差異分析管理シート」をもとにした売上中心のものであり、事業部内のプロジェクト別の損益状況に係る詳細の報告はなされていなかった。この点、G氏は、プロジェクト別の損益状況が把握できる資料を木村氏に作成するよう求めたこともあったとのことであるが、G氏が納得できるような資料は作成されなかった。

(4) AppBank 社の内部監査の状況について

AppBank 社では、2014年4月より内部監査室を組成し、内部監査室長 LB氏が監査計画を策定し、監査重点事項を中心に監査チェックリストを作成のうえ、1事業年度毎に AppBank グループの各部門の監査を行っていた。

財務部に係る内部監査においては、財務報告の体制や現金管理といった経理業務の他、職務分掌状況についても監査対象となっていた。しかし、AppBank Network 事業以外の支払業務に係る職務分掌の状況について監査ヒアリングを行っていたが、本件不正取引に係る AppBank Network 事業の支払業務に職務分掌の状況についてはヒアリングを行った形跡は確認できなかった。

(5) AppBank 社の監査役監査の状況について

AppBank 社の監査役は、2015年12月31日現在、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名である。監査役会は月に1回開催されている。常勤監査役は随時内部統制のチェックを行っており、また、内部監査との連携も取っている。

支払業務という観点からは、支払データの作成者と支払承認者の職務分掌がなされていることの確認はしているものの、AppBank Network 事業の支払プロセスの詳細の監査は行われていなかった。本件不正取引は、ビジネスモデルの詳細を理解したうえで、事業部が作成した支払データと実際の送金額のチェックをしなければ発見することができない不正行為であり、業務フローそのものに、重大な欠陥があったものではないことから、監査役監査において、その発見をすることは困難であったと史料する。

(6) 会計監査人監査の状況について

会計監査人である DTT は、2013年12月期から AppBank 社の上場準備にむけた財務諸表監査を担当している。

DTT は、「計上支払データ」に計上される開発外注費のメディアパートナーの一覧とその支払金額の中に「AppBank 株式会社」と記載の行が計上されていたことから、「AppBank 株式会社」の行に係る金額は本来支払対象となるべき開発外注費を構成せず、外注費が過大に計上されているのではないかという疑義を抱き、木村氏に質問したところ、有名なメディアパートナーから自分の

氏名が出ないようにして欲しいという要請を受けていた複数のメディアパートナーを AppBank 社の下請けとして「AppBank 株式会社」の行に集約し、当該下請け先のメディアパートナーへ支払いを行う必要がある旨の虚偽の説明を受けた。

また、不正計上を止めた 2014 年 12 月に AppBank Network 事業の利益率が良くなるが、これについても DTT は木村氏に質問をしているが、木村氏からは、社内で開発したアプリを当該事業に取り込んだ（2014/3 に実施し、自社外注費が増加したビジネスモデルの変更）と虚偽の説明を受けている。

(7) AppBank 社の採用プロセスについて

AppBank 社では、当初、適切な採用プロセスが確立される前の段階において、従業員を採用するにあたり、一部、履歴書や職務経歴書等の提出を求めるなど経歴等の確認を行っておらず、木村氏及び A 氏の両名ともその該当者であった。その背景としては、木村氏は、設立当初から W 社に勤務する派遣社員として AppBank 社の経理業務に携わって来たこともあり、能力的にも信頼性の観点からも疑問の余地がないという判断から、AppBank 社で採用する際に履歴書の提出を求めていなかった。また、A 氏については、木村氏と旧知の仲で、木村氏の紹介のもと木村氏の部下としての採用であったため、やはり、能力的にも信頼性の観点からも疑問の余地がないという判断から、AppBank 社で採用する際に履歴書の提出を求めていなかった。

なお、現在のところ、人事担当者も配置され、従業員の採用プロセスも確立され、従業員を採用する際にはすべての場合に履歴書等の提出を求め経歴等の確認を行っていることは言うまでもない。

(8) AppBank Network 事業の特殊性及び本件不正取引が可能だった原因

ア AppBank Network 事業の特殊性及び管理体制の盲点

- ・ H 氏というよりそもそも AppBank 社として、AppBank Network 事業に係る支払先であるメディアパートナーの属性を事前ないし事後に把握する手段がなかった。したがって、支払内容及び金額の合理性や金額規模について個別に十分な検証を行うことができなかった。
- ・ AppBank 社では、メディア事業部による作成データが木村氏によって改ざんされる可能性まで考慮していなかったため、メディア事業部が作成した開発外注費に係る計上データと木村氏が作成した支払データとを照合する体制を設けていなかった。
- ・ AppBank 社では、AppBank Network 事業の支払業務は、フローは比較的単純であるのに対しメディアパートナーの件数が多く、メディア事業部

で作成するデータでメディアパートナー別の残高が把握できることから、管理部において、買掛金の「メディアパートナー別」補助簿を設けておらず、よって、メディアパートナー別の買掛金の計上及び消し込み並びに残高管理をしていなかった。

- ・ **AppBank** 社では、管理部の作成する資料に基づく全社的な業績管理が中心であり、事業部内のプロジェクト別損益管理を各プロジェクト責任部署が主体的に管理し報告する体制まで十分には整備されていなかった。したがって、本件不正取引によって、メディア事業部の **AppBank Network** 事業に係る利益率が継続して実態より低くなっていたことを明確に把握することができなかった。特に、本件不正取引が行われていた期間は、**AppBank** 社の事業が急拡大し、利益も右肩上がり増進していた時期でもあったことから、全社的な視点からでは本件不正取引における利益率の低下は成長過程の中に埋没してしまっていたといえる。ただ、**AppBank Network** 事業を立ち上げた I 氏や当時のメディア事業部長をはじめ、G 氏や H 氏も **AppBank Network** 事業に係る利益率が想定より低いこと自体は把握していたが、経理の状況を把握していないメディア事業部の担当者から明確な説明は得られるはずもなく、また、経理を掌る管理部では木村氏が対峙していたことから、やはり明確な説明は受けられていなかった。

イ 木村氏の巧妙な隠ぺい工作及び **AppBank** 社内の評価

- ・ 木村氏は、本件不正取引に係るメディアパートナーへの支払データ作成業務だけ、派遣社員期間・**AppBank** 社在籍期間及び業務委託契約期間の全てを通して、「この業務は少し特殊である」という理由を説明することで唯一自己属人的業務とし、他の担当者の介在を排除していた。
- ・ 木村氏は、不正送金額が多額になってくると、送金額を 3 つに分けることにより、一件当たりの送金額を目立たせないようにし、また同一送金先のを 300 件超あるメディアパートナーの中にランダムに記載する等の隠蔽工作を行い、支払承認プロセスにおける H 氏による確認を免れていた。
- ・ 木村氏は、設立直後から、**AppBank** 社財務経理業務の現場実務を取り仕切っており、業務への責任感・粘り強さ、他の事業部等へのフォローを含め、社内の仕事ぶりに対する信頼・評価が高かった。

第四 再発防止策等に係る提言

以下、本件調査の結果、本調査委員会としての再発防止策を提言する。

1 管理部におけるダブルチェック体制及び人員の強化

(1) 発生データと支払データとの照合

本件不正取引に利用された「X社システム」のデータは、ダウンロード前の改ざんは不可能だが、ダウンロードデータはエクセルファイルであることから書き換え・改ざんが誰でも可能であった。しかし、「X社システム」のデータをインターネットバンキングへ「流し込む」だけで業務が完了すると判断してしまい、当該データの書き換え可能性リスクを考慮していなかった。

今後は、開発外注費計上額のリストである「計上支払データ」と当該外注費の支払データを登録した総合振込精査表とをダブルチェックによる照合を行うべきである。また、外注費計上額のリストである「計上支払データ」と「X社システム」の元データも作成の適切性を担保すべくメディア事業部における承認体制を整備すべきである。

なお、AppBank社では、2015年11月より、「計上支払データ」のメディアパートナーと当該外注費の支払データを登録した総合振込精査表に記載メディアパートナーの記載の一致を全件ダブルチェックしている。

(2) メディアパートナー別の債務残高管理

AppBank社では、本件不正取引に係るメディアパートナーの開発外注費及び買掛金債務の会計伝票処理についてのみ、総額で一括計上及び支払処理を行い、メディアパートナーごとの計上、消し込み及び残高管理をしていなかった。そのため、本来計上すべきでない自社外注開発費が計上されていたことも、開発外注費計上時認識されていないメディアパートナーへの支払が行われ、当該メディアパートナーに対する債務がマイナス残高となってしまうことも把握できなかった。

今後は、メディアパートナーごとに管理簿による計上、消し込み及び残高管理を行い、不適切なメディアパートナーの計上や支払を適宜把握できる体制を整備すべきである。

(3) 経理財務に係る人員強化による職務分掌の充実

本件不正取引は、AppBank社設立後、新事業の立ち上げや既存事業の急成長を遂げていた期間に主に実行されており、木村氏自身も「いつか発覚する」という思いから2014年11月の開発外注費計上（2015年1月支払分）以降、本件取引を中止する判断をしていたことから、上場準備に向け管理部門に対する人員を増強し職務分掌を強化してきてはいたものの、管理体制の整備充実までのタイムラグについて実行された側面があった点を必ずしも否定できない。

AppBank 社では、各事業部で伝票起票及び承認を行わず、管理部の同一担当者が、費用計上の会計伝票を起票・承認し、また当該費用の支払に係る会計伝票起票まで行っている。

本件不正取引当時の企業規模であれば、H氏が支払に関して全件の稟議承認やインターネットバンキングの最終決裁に目を通して限りにおいて、適切な内部管理体制が取られていたと評価することも不可能ではない。しかし、今後既存事業の拡大や新規事業の立ち上げといった事態が生じてくれば、いずれそのチェック体制に限界が生じうることは想像に難くない。

したがって、今後は、各事業部における費用の計上及び承認体制の充実を図るとともに、管理部においても、費用計上に係る会計伝票の起票・承認、費用の支払に係る会計伝票起票及び承認の職務分掌を図るといった職務分掌の充実が必要になるという意識を強く持つべきである。

なお、AppBank 社では、2015年12月期決算より財務経理担当者を増員（4名体制）し、費用計上及び支払の計上及び承認に対する職務分掌体制を整備した。

2 事業部プロジェクト別損益管理の充実

AppBank 社では、事業部プロジェクト別の損益管理を行っていなかったことから、AppBank Network 事業の実態利益率を把握できなかったことが、発覚まで長期間を要した原因の一つとなってしまった。

今後、事業部プロジェクトごとに予算実績管理を行い各事業部プロジェクト責任者にも損益に対する責任や自覚を持たせ、H氏がそれを管理していく体制を構築することが望ましい。

3 採用プロセスの強化

木村氏は、設立からW社派遣社員としてAppBank社の経理業務に携わっていたことから、AppBank社での正社員採用に当たり、履歴書の取得や本人の経歴を十分に把握していなかった。今後、AppBank社において管理業務の充実を図っていくに当たり、履歴書を例外なく取得し採用者の過去の状況等を十分に確認していくことが望ましい。

4 本件不正取引の責任

以下、本調査委員会として、関係者の処分に関して提言する。

(1) 木村氏

木村氏は、本件不正取引を考案し、主体的に実施した張本人であり、本件不正取引による資金の大半である1億4000万円余りが木村氏又は木村氏が実質的に支配するE社に流れ、上記「第三 調査結果の概要 2 本件不正取引の対象取引の概要 (6) 本調査委員会の調査で判明した事実関係 イ 不正資金の使途」記載のとおり、既に同人により費消等されている。本件不正取引の経緯・態様も、自己がAppBank Network 事業の送金データを確認・管理すべき地位にあったことを奇貨として、一切取引関係のない木村氏の知人等を架空の送金（支払）先として追記し、これが発覚しないよう複数口に分けて送金データの中に紛れ込ませるなどし、本件不正取引を長期間にわたって継続したという点で、悪質かつ周到というほかない。また、本件不正取引による被害額は、1億4000万円余りと相当に多額であり、AppBank 社及びそのステークホルダー等に与えた影響は看過できず、その責任は重いというべきである。

したがって、本調査委員会としては、木村氏の責任は本件不正取引の関係者の中でも群を抜いて重く、木村氏に対しては、AppBank 社として民事上・刑事上の法的責任を問うべき事案であると思料する。

(2) A 氏

上記「第三 調査結果の概要 2 本件不正取引の対象取引の概要 (6) 本調査委員会の調査で判明した事実関係 オ 協力者の共謀の有無」記載のとおり、A氏は自己及びその管理するD社の口座の提供を通じて本件不正取引に関与したものであり、両口座を本件不正取引に供することによって得た少なくとも250万円近い金員を領得し、費消している。またA氏は、本件不正取引が行われていた期間において、AppBank 社の財務経理担当（管理部財務経理グループ長）及び内部監査室長という管理上の重要な職責にあったものである。

A氏は本件不正取引に関して不正の認識は一貫して否定しているものの、同人の供述には矛盾点や不自然な点が多々あり、本件不正取引を知りつつ関与していた可能性も否定できない。

したがって、本調査委員会としては、A氏に対しては、法的措置を含めた対応を検討すべきであると思料する。

(3) B 氏

上記「第三 調査結果の概要 2 本件不正取引の対象取引の概要 (6) 本調査委員会の調査で判明した事実関係 オ 協力者の共謀の有無」記載のとおり、B氏は自己の口座の提供を通じて本件不正取引に関与したものであり、約240

万円の金員を得て費消している。もっとも、当該箇所に記載のとおり、B氏が本件不正取引に不正を知りつつ主体的に関与したと認定できるだけの証拠はない。

したがって、本調査委員会としては、B氏に対しては、刑事上の法的措置を講じるまでの必要性はないと思料するが、他方で、同人自身が費消した金員について返還の意向を有していることに鑑みると、同人の支払能力等に照らしてAppBank社として必要又は有用と考える対応を行えば足りると思料する。

(4) C氏

上記「第三 調査結果の概要 2 本件不正取引の対象取引の概要 (6) 本調査委員会の調査で判明した事実関係 オ 協力者の共謀の有無」記載のとおり、C氏は自己の口座の提供を通じて本件不正取引に関与したものであり、少なくとも235万円程度の金員を得て費消している。もっとも、当該箇所に記載のとおり、C氏が本件不正取引に不正を知りつつ主体的に関与したと認定できるだけの証拠はない。

したがって、本調査委員会としては、C氏に対しては、刑事上の法的措置を講じるまでの必要性はないと思料するが、他方で、同人自身が費消した金員について返還の意向を有していることに鑑みると、同人の支払能力等に照らしてAppBank社として必要又は有用と考える対応を行えば足りると思料する。

(5) D社

上記の通り、D社はA氏の管理する休眠会社であり、その口座は本件不正取引に用いられていた。その本件不正取引への関与に係る責任は、代表者であるA氏個人の責任と基本的に同様と考えられる。

なお、AppBank社としてはD社に対してもA氏同様その領得した金員の返還を求めることは可能とも考えられる一方、同社には事業実態がなく、またその預金口座には残高はほとんどないことに鑑みれば、なおA氏とは別に同社に対して法的措置をとるか否かは、AppBank社として必要又は有用と考える対応を行えば足りると思料する。

(6) E社

上記の通り、E社は木村氏の管理する会社であり、その口座は本件不正取引に広く用いられていた。その本件不正取引への関与に係る責任は、本件不正取引の行われていた当時の代表者であった木村氏個人の責任と基本的に同様と考えられる。

なお、AppBank 社としては E 社に対しても木村氏同様その領得した金員の返還を求めることは可能とも考えられる一方、同社には事業実態がなく、またその預金口座には残高はほとんどないことに鑑みれば、なお木村氏とは別に同社に対して法的措置をとるか否かは、AppBank 社として必要又は有用と考える対応を行えば足りると考える。

(7) AppBank 社経営陣

本件不正取引は木村氏という AppBank Network 事業の送金データを確認・管理すべき地位にあった責任者による犯行であり、また、同人による発覚防止のための種々の画策が周到になされていたことに鑑みると、AppBank 社が本件不正取引を事前に発見することは相当程度困難な事案であったと考えられる。本調査委員会としては、上記のとおり、本件不正取引の発覚防止のため種々の画策が周到に施されていたことに加え、そもそも内部統制は組織内のより上位の役職者（経営層・管理責任者等）による悪意ある行為までは完全には防ぎきれないという限界があるところ、本件においては AppBank Network 事業の財務経理責任者であった木村氏自身が本件不正取引を実行していたこと等を踏まえると、AppBank 社経営陣に対し、本件不正取引を未然に防止し得なかったことに対する法的責任が問われるような事案ではないと思料する。もっとも、結果として本件不正取引の発生を防止できなかった以上、経営陣の管理体制が整備しきれいかなかった面があることも回顧的には否定できず、また、株主、市場関係者等のステークホルダー等に与えた影響の大きさ等に鑑みると、AppBank 社経営陣に対し強く自戒を促すとともに、今後 AppBank 社においては、同様の事態が二度生じないように、より適切かつ効果的な再発防止策の採用・拡充に努めることが相当であると考ええる。

(8) DTT

上記の通り、本件不正取引に関しては木村氏が巧妙な偽装工作等を行っていたこと、及び木村氏による虚偽説明が行われていたことに鑑み、監査法人による通常の監査手続によって不正取引を発見することは困難であり、本調査委員会としては、DTT の監査が相当性を欠いていたとはいえないと考える。

第五 おわりに

本調査委員会としては、創業後急拡大する事業に併せて管理体制を構築してきた中、設立時からの経理財務の実務責任者により上記管理体制の隙を突く形で本件不正取引が実行されていたという点で、その行為に悪意並びに周到な隠蔽工作があったとはいえ、

AppBank 社の管理体制が効果的に機能していなかったとの指摘はせざるを得ない。したがって、これを機に、経営陣は、その管理監督責任及び内部統制構築責任をより一層万全にすべく、上記の再発防止策のみならず、全社的な管理体制の更なる増強を図って行く必要があるし、さらには、信頼を回復していくためにも、AppBank 社の企業理念に基づく行動規範を今一度見直すなどして、従業員のモラルの更なる向上を図り、AppBank グループが今後進むべき方向を明らかにしていくべきであろう。そして、役員一丸となって、今後の成長に向けて社業に邁進していかなければならない。

以 上